

最近の社会主義国民法

福島 正 夫

は し が き

第一編 社会主義民法の性格と発展

第一章 緒 論

第二章 新民法典の具体的歴史的背景

第二編 社会主義国新民法典の特徴と革新点

第三章 ソ連の「民事法令の基礎」とロシア共和国民法典

第四章 ポーランド民法典

第五章 チェコスロヴァキア民法典

第三編 総括と若干の考察

第六章 新民法典の形成と特色および問題点

は し が き

本稿は十年来構想している社会主義国民法の比較研究の一部である。昨年社会主義国法の講義を担当した機会に思い立ち、二ヵ月近くにわたりソ連・ポーランド、チェコスロヴァキアを訪問し、比較法研究者の立場から諸国法学者

最近の社会主義国民法

数十人と話合つたものをふくめて、従来の研究をこのたびとりまとめてみた。題材をめぐる大小の問題は無数にあるようである。本稿はその初歩的整理にすぎない。論点の提示やその考察もみずからの意にみたない。諸賢の御批判、御教示を仰ぎ、将来の発展を期する。

第一、二編は主として文献による研究である。ポーランド語については鈴木輝二氏の御協力をえられ、深謝にたえない。語学力の不足はつねになやみの種であつた。第三編のなかには、諸国での直接見聞が多少ふくめられている。昨年（一九六八年）講義に当つて本稿と同名の資料集（論文および法典、対照表より成る）を作成した。附註に引用したが、併読参照されることをのぞむ。

第一編 社会主義民法の性格と発展

第一章 緒 論

一 社会主義法とその体系

（一）半世紀前、ロシアの十月革命は史上はじめての社会主義国家を生み出した。当時は、地域こそひろいが、世界におけるその比重もわずかな一国で、存続の可能性すらうたがわれていた。第二次大戦を経過した今日、社会主義は欧洲、アジア、ラテンアメリカにわたり一三国（ユーゴ）を加えれば一四国（ユーゴ）となり、工業生産力も世界の三分の

一に達して資本主義圏に比肩しようとする社会主義体制が構成されたのである。

これら社会主義国は、その社会体制において資本主義国と性格をことにするが、その法も、全体としての資本主義法に対し、全く別の質をもっている。もちろん各資本主義国には英米、仏、独、伊などそれぞれの法があつてその間に比較法が行なわれるように、社会主義国の法も国によって形態をことにするが、しかしその本質と原理においては共通のものがある。一口でいえば、古い法資本主義法に対して、新しい法社会主義法は、現在および将来の発展とともに、さらにそのさきに法の死滅の展望をもっている。

これはどういうことであろうか。そもそも社会主義というものは、社会における生産手段の私有制を廃絶して公有制をうちたて、それに立脚して社会の生産力を発展させ、窮極的に社会の階級差別を消滅させることを目標とする。ここに至るまでには法も必要であり、重要な作用を営むであろう。この目標に到達したときが共產主義であり、社会主義は低い次元の共產主義として、そこではまだ階級差別は消滅しない。高次の段階の共產主義では、階級差別とともに国家もなくなる。そして共產主義的自治に代る。法もしたがって共產主義的共同生活の諸規範に転化し、法本来の強制規範的性格を失うのである。

こうしてみると社会主義は高次の共產主義に至る階梯であつて、社会主義が建設されてから共產主義建設に移つてゆくわけである。ソ連では現在共產主義建設の全面的展開の時期にあるといっている。

このように共產主義の目標に達したとき国家と法の死滅という展望があるが、それまでの時期は長期にわたり、この社会主義には国家と法がある。しかもそれは強固なものとして重要な機能を發揮すべきである。社会主義革命が勝

利し社会主義政權が樹立されたばかりのときは、なお残存する旧支配階級の勢力とはげしいたたかいをして革命の成果を守り、さらに社会主義的改造、社会主義建設をおし進めなければならない。社会主義の基礎が確立したのちに、共產主義実現のための完全な諸条件を作り出すために、なお国家と法は大きな役割をもつ。

本来、国家と法の一般的性格としては、社会における支配階級の権力の独裁するものである。これは封建領主の国家、資本家国家でも社会主義国家でも同じであるが、前二者では少数の搾取者階級が大多数の勤労者階級を抑圧し、あくまでもその階級支配をつらぬこうとするのに対し、後者では大多数の被搾取階級が少数の搾取階級を抑圧するもので相互関係が逆転するのみならず、この国家の窮極の目的は階級そのものを、階級支配を、消滅するということがある。このことは法についても同様にいえる。

このようにみるならば、社会主義法は、法の歴史で最新かつ最後の法ということになり、また最高類型の法といわれる。史的唯物論の立場において、資本主義から共產主義に向って進む社会の発展の歴史的法則に正しく対処しつつ、また少数の搾取者の支配のためではなく大多数の勤労者階級の意味を表現する法であるという意味で、最高類型と称するのである。

もちろんこれは社会主義法をその歴史的類型において最高といったのであって、現実には社会主義国の実定法が完ぺきで一切欠陥がないというのではない。具体的な社会主義法の建設過程ではたえずそれぞれの問題があつて、欠陥の是正や改善を必要とするものがありうる。そこに各社会主義国の法学の任務が存する。

ところで、国家と法における社会主義と資本主義との根本的な性格の差は、その社会の所有制のちがい、したがっ

て階級支配の關係の差にもとづく。近來ブルジョアの比較法学でも社會主義法をそのなかにふくめて取り扱うようになり、また社會主義國でも比較法を論ずる傾向が示されている。ここには興味深い問題がある。しかし、やはり本質的な性格の差が兩体制の法の間にあって、法規範の技術的對比の底につねにこれを考慮すべきことを忘れてはならない。⁽¹⁾

(二) 以上で社會主義の國家と法について、その存在の必然性とその性格を理論的にのべたが、現實にそれぞれの社會主義國家とその法が存在し、われわれの具体的な研究の對象となる。一般に法は終始固定せず、變化發展する。しかし、今日資本主義體制のもとでは、基本的には法の動きは停滯している。これに対して、社會主義、共產主義の建設の時期には社會の發展テンポはきわめて早く、これが活潑な法創造活動を促す。社會主義法の變化發展は、資本主義法學者の想像をこえて急激である。これは全体として過渡期である社會主義の特質を反映するともいえよう。社會主義の政權は生れ出るとたちちに社會・經濟の社會主義的な改造を行ない、社會主義の土台たる諸關係を着々ときずき上げてゆく。これによって社會はその形相をあらためる。その變化發展はきわめてはげしい。これに対応して、政策の手段たる役割を果す法は、迅速にその形態を変え、制定、改正、廢止されてゆく必要をみ出す。

(三) 社會主義法は体系化される。すなわち右にのべた必要に応じて数多く發布される法規範文體は、その規制する社會的諸關係の態様に応じて、いくつかの法領域、部門に区分される。このような区分類別がなくては、複雑多岐な無数の法規法令の適用は實際上も不可能であろう。その根柢には客觀的な社會的諸關係の種別がおかれねばならない。

ソビエト法の体系問題については、一九三八年から四〇年にかけて法学界に論争が展開されたことがあった。これは、それまで主流の地位にあったパシユカーニス理論のヴィンスキーによる批判打倒と関連している。⁽³⁾戦後にも一九五六年から三年間にわたり法体系論争が再開した。その目的は、一九四〇年にいちおう設定されたソビエト法体系の方式がその後の情勢変化に対応しうるかの再検討であった。⁽⁴⁾

では、社会主義法は現在どのような部門に区分されているか。各国で全く同じではないが、大体は共通している。例としてソビエト法でとられるものをあげよう。一、国家法、二、行政法、三、財政法、四、民法、五、家族法、六、労働法、七、土地法、八、コルホーズ法、九、刑法、一〇、裁判所構成法、一一、刑事訴訟法、一二、民事訴訟法。⁽⁵⁾他の人民民主主義国では、コルホーズ法は、農業生産協同組合法、人民公社法（中国）となる。東ドイツやチェコスロバキアのように経済法の部門をおくものもみられる。また、土地法は、土地国有の行なわれない諸国では、存在しない。ポーランドでは、農業法となっている。

上記の法の部門は名称では資本主義法と類似もしくは一致しているが、両法体制の法のもつ社会的内容のちがいから、法の部門の意義も原理的にことなる。たとえば、社会主義の国家機構が民主集中制をとることから、ブルジョア法体系では行政法に入っている地方制度が社会主義法では地方権力の機関として国家法のなかにおかれる。内容からいえば、国家法の主要法源である憲法は、ブルジョア法でも国家機構や人民の基本的権利義務を規定するが、社会主義法では、国家権力の階級的性格と国の社会経済的な根本機構をとくに規定する。行政法は国家管理機関の組織および活動、それらの相互関係を規制するが、社会主義国では私的資本主義は存在せず、主要な経済の管理は国家に属

するので、その経済的意味はきわめて大きいことに注意しなければならない。したがって、民法の規制対象も、資本主義国家の法とはその範囲が全くちがひ、国営企業などの商品⇨貨幣関係を利用する財産的諸関係をひろく包括する。

(1) この点については、総括の第六章で論じられる。

(2) もちろん個々の法部門ではしばしば改廃され、制定されるものもある。しかし、基本的な法令、たとえば民法典などは、フランス、オーストリーの百六十年、ドイツや日本の七十年など、長期にわたって古い法律がつづいている。

(3) 山之内一郎・社会主義国家の法—ソビエト法点描四六頁以下。これはもちろん法学の方法論にかかわる。パシュカーニスは、ソビエト法の領域として「経済法」あるいは「経済⇨行政法」をたどるべきことを主張し、これによって行政法を解消し民法をおきかえるという態度をとった。なお藤田勇・ソビエト法理論史研究二二一頁、三二〇頁等。

ヴィシンスキーはその死後一九五六年スターリン批判にともないその權威を失墜したが、パシュカーニスの説が復活したわけではない。ただ「経済法」については、後述のように、「民事法令の基礎」草案作成のとき問題が再燃する。

(4) И. В. Павлов, О системе советского социалистического права, Советское государство и право, 1958 No. 11 (パヴロフ・ソビエト社会主義法の体系について、ソビエト国家と法、一九五八年一一号)に、それまでの討論を整理している。

(5) 福島・ソビエト法入門(一)、法学セミナー一九五九年四号五〇頁以下。なお、本稿では一九六二年ないし一九六五年の「国家と法の理論」教科書による。大体今日の通説となっているものである。

二 民法の対象と法源

最近の社会主義国民法

そこで社会主義民法についてみよう。

民法は、社会主義の法体系においても、とくに重要な部門をなす。それだけに、それはその作用が広範であつて、他の法部門と接触を生ずることも多く、それらとどのように関連し、かつ区分されるか、という問題を生ずる。民法と関係あるものは、行政法、土地法、コルホーズ法（ソ連以外ではこれに準ずるもの）、労働法および家族法である。

(一) 行政法的諸関係は、国家機関の執行処分活動に関する。具体例をあげ、ある種類の生産物の納入が当事者間になされたとしよう。そのばあい相互に関連する二グループの関係が生ずる。第一グループは売主たる生産物生産企業と買主たる企業との間の契約関係、第二グループは各企業とその生産物生産、実現（販売）について計画により処分命令する官庁との間の関係である。前者は民法、後者は行政法により規制される。規制をうける社会関係のちがひによつて両グループの関係の性格の差は明らかであろう。

法関係としてみると、右の二グループではまた次のような相違が示される。まず行政法によつて規制される財産的諸関係では、当事者双方が平等の立場に立っていない。一方は国家的な管理行政機関、他方は国营企業であるので、対等たりえないわけである。そこで前者は後者に対して権力的、命令的な権限を有し、これに対して後者は前者の指令や処分に従従する義務をおう。ところが、民法的な財産的諸関係においては、これと全くことなる。ここでは両当事者がたがい平等であり、たとえば経済的実力がちがつても法的には同権を建前とする。したがつて、行政法ではタテ（垂直）の関係を、民法ではヨコ（水平）の関係を、それぞれ規制するといつてもよからう。

右のことから、あるいは社会主義法における公法と私法の関係を、資本主義社会の法体系になぞらえて考えようとする人があるかもしれない。しかし、この見解は社会主義法においては拒否される。ここでは私法という觀念をみとめない。一切は公けの法である。私的資本主義的所有制に立脚する国家の法では、前にみたように、公私法の区分、私法的民法の成立の必要があるが、それは社会主義にはあてはまらない。レーニンは「われわれは『私的なもの』をみとめない。われわれにとって経済領域におけるすべてのものは公法的なものであり、私的ではない」とのべている。⁽⁶⁾

(二) 土地法はソ連およびモンゴルでは国有すなわち国家の統一フォンドに属する土地地片の利用を規制する法で、その適用部分には民法がふれない。ただし実定法の変化により法の境界は變つてきている。⁽⁵⁾

(三) コルホーズ法（農業生産協同組合法）は、コルホーズの組織やコルホーズ員の義務などを規制する。もしコルホーズ等が対外取引関係に立つときは、民法の規制をうける。

(四) 労働法は労働者、職員が労働関係に入ることから生ずる諸関係を規制し、それは民法の範囲にはふくまれない。その結果、ブルジョア民法の雇傭に当る規定はふつう社会主義国民法にはおかれていない。労務と関係あるものとしてはただ請負契約のみが民法に入る。しかしこれは作業として、性格が全くことなる。

(五) 家族法は、一般に社会主義国では、広義で民法にふくめられるが、具体的には独立に扱われている。家族法の範囲は家族内の諸関係にかぎられ、財産関係もふくまれることがあるが（扶養、夫婦の財産関係など）、それも右の範囲に限定される。

民法の社会主義法体系内での地位は、以上のとおりである。さらに、その本質をつかむため、次に、民法の規制対象を科学的に分析しよう。問題はこうである。いったい民法はどういう種類の社会関係を対象として規制するのか。

その主要なものは、「商品」貨幣関係によつて条件づけられた財産的諸関係」であり、なおこのほかそれと関連ある非財産的諸関係もこの対象にふくませる国もある。一九六一年の「ソ連と連邦構成共和国民法令の基礎」前文に、民法法令の規制の対象として、「ソビエト民法令は、共產主義建設における商品」貨幣形態の利用により設定された財産関係およびこれと関連する人格」非財産関係を規制する」と規定する。

財産的諸関係の意味を簡単に説明しよう。社会主義のもとでは、土地、工場、鉱山、運輸機関といった生産手段は社会化（公有化）される。その社会主義的所有には国家的（全人民的）所有とコルホーズ」協同組合的（集团的）所有とがある。資本主義国では、取引関係の圧倒的な部分は私的会社相互間になされる。ところが、社会主義国では、国营企業とコルホーズ（協同組合）が主要取引主体をなす。この両者間には、後述のように、所有形態の差から当然商品取引が行なわれる。しかし、国营企業同志の間でも、やはり契約を締結して商品あるいは作業についての取引をする。どうしてここに取引がなされるのであるか。これは、経営を合理的にする目的で国营企業に経済計算制が行なわれる結果であつて、したがつてその契約は対価関係をもち、貨幣計算により決済される。このようなものとして、それは民法の規制対象となる。また、市民相互間および市民と国营企業やコルホーズなど社会主義的所有にもとづく経営主体との間の取引関係は当然民法的な関係である。

次に、民法の法源は何か。成熟した社会主義民法の形態としては、まず第一に社会主義国家の制定した民法典であ

ることが一般の建前であろう。しかし、それぞれの国の諸事情により、そのようになっていないばかりもみられる。

(一) 民法典を欠くもの

中国、朝鮮、ベトナムなどのアジア社会主義諸国はこれに属する。これらでは社会主義以前の旧法も廃棄されているので、民法典としての法源はない。ハンガリーは、一九五九年までは、旧法典もなく、慣習法のシステムであったが、この年民法典が前定された。

(二) 資本主義民法典を継承利用するもの

東ドイツ（ドイツ民主共和国）は一八九六年の民法典、一八九七年の商法典を現行法として継承利用する。このような関係はいくつかの人民民主主義国でも一時期あった。

(三) 民法典が部分的にのみ制定されているもの

アルバニア、ブルガリア、ルーマニアなど。ポーランドやチェコスロバキアも一九六四年までそうであった。民法総則、物権法、契約法、などが個別的に制定公布されるものである。

(四) 単一な民法典が制定されているもの

ソ連、ポーランド、チェコスロバキア、ハンガリー、モンゴル。また東独等は目下民法典の編さん過程にある。中国は、いまのところ民法典を制定する動きがみえない。民法典がないにせよ、また旧法典が継承利用されるにせよ、もっとも重要なことは、国の基本法である憲法が民法の法源としても根本的なものであるということである。社会主義国憲法はブルジョア憲法とはちがって、単に綱領的ではない。一切の他の法規範に優先して実質的に適用され

る。そのほか、各社会主義国では種々の特別法令を公布し、それは民法關係に重要な関連をもつ。東独の契約法はその例である。中国においても、この意味での民事法令は必ずしも少くない。社会主義的な法關係が形成される以上、必要な法規制がなされるのは自然の理である。その意味では、ブルガリアの一九五一年「所有に関する」法律、一九五〇年「債務と契約に関する」法律などは、注目に値しよう。

このようにして、民法典の存在の有無は民法の存在そのものとは、何ら關係がない。それと同様に、社会主義民法の發展も、決して新民法典の形成によつてのみなされるのではないことは、注意しておいてよからう。後者は、前者の一形態であるにすぎない。

(6) レーニン全集四版三六卷五一八頁、クルスキーへの手紙。ブルジョア法でも近ごろ公法私法を嚴格に区別することの当否がうたがわれているが（我妻栄・民法総則三—四頁参照）、これは国家独占資本主義の時代に公私法の境界がすりへらざれ不明確化する結果で、社会主義法でいう意味とは全くちがうことに注意せねばならぬ。

三 社会主義国における社会の發展と民法の發展

さきにみたような民法の規制対象たる社会的諸關係は、社会主義的性格のものであるが、社会主義革命の当初から社会全体が一度にそうなるものではなく、そんなことはありえない。社会主義権力生誕の当初は、資本主義の旧社会を繼承してこれに社会主義的改造を行なう。そもそも、資本主義的關係が封建制社会の後期（とくに絶対主義）にはその胎内にすでに育くまれ、ある程度の成長をみるのに対して、社会主義的諸關係は、資本制社会のなかには経済的な実体としては存在しておらず、社会主義政權の樹立後はじめて形成される。それは最初は社会主義的国有化であ

る。すなわち、主要産業、銀行、鉱山等の国有化（搾取者階級に対する収奪）による。つづいて社会主義建設（社会主義的拡大再生産）が五カ年計画など順序をおって行なわれる。このばあい一挙に社会の全経済を社会主義化できない結果、過渡期のはじめには前時代の経済制度（ウクライド）がなお多く存在し、それによる経済的法的な諸関係もきわめて多量に上ることとなる。社会主義政權の任務は、その国家的権力を行使し、逐次古い諸関係を社会主義的に改造することにある。法はこの政策の一つの手段であり、民法もそのなかにある。

かようにして、社会主義国は社会主義革命の勝利により樹立されるが、その国内が完全に社会主義的な社会＝経済的内容になるまでにはいく多の年月と段階を必要とし、その間の社会は多ウクライド的である。レーニンは一九一八年「ロシアの現在の経済について」のべ、経済の過渡期性格として次のように説いた。

「ロシアに現存するいろいろな社会＝経済制度の諸要素とはいったいどういものであるか。……これらの要素を列挙してみよう。

- （一） 家父長制的な、すなわちいちじるしい程度に現物的な農民経済
- （二） 小商品生産（穀物を売る農民の大多数はこれにはいる）
- （三） 私経営的資本主義
- （四） 国家資本主義
- （五） 社会主義⁽⁷⁾

ロシアはとくに後進的な要素をもち、レーニンは（一）をあげたが、より先進的な他の社会主義国でも樹立当初は

(一) 以下の要素をもったのである。

中国は、新民主主義革命の勝利により一九四九年一〇月に社会主義政権が成立した。この新国家の臨時憲法の役割を果たすものとして同年九月採択された中国人民政治協商会議共同綱領は、そのときにおける中国社会の多ウクライド性を次のように表現している。「国家は……国营経済・協同組合経営・農民および手工業者の単独経営経済、私的資本主義経済および国家資本主義経済を調整し……各種の社会経済的要素が国营経済の指導のもとで、分業協業し、それらがそれぞれの役割を果たすようにする」(第二六条)。そして各種経済について、その定義づけが示されている(第二八―三一条)。

かような時期段階に照応する民法は、必然的にいく多のウクライドの共存を前提とした複雑な構成の法となる。それが現実的な法規制のために必要とされる。つまり、社会主義的な諸関係のほか、小商品生産、私的資本主義的な諸関係も、その存在がみとめられる以上、これを適正に規制することが法の役割となる。これが過渡期初期の民法の特色である。

具体例をみよう。あとでふれるソビエトロシア共和国の一九二二年民法典は、大体においてこれに属する。段階的にはこれよりも早いのが、人民民主主義諸国の民事法令である。たとえば、中国は、官僚資本はこれを収奪し、全人民的民族資本に対してはその保護と国家的規制のもとにおける活動をみとめたので、解放初期にはかような私的資本についての法令が制定されている。すなわち一九五〇年、政府は「私营企業の株主の有限責任の問題についての指示」をし、つづいて「私营企業暫行条例」を公布した。これは社会主義政権のもとにおける過渡期初期の会社法とみ

てよからう。⁽⁸⁾

ところが、これは一時の現象である。この種の民事的法令は、社会主義政權が社会主義的改造をおしすすめ、非社会主義的諸要素を消滅させてゆく過程において、ぜんじその規制対象を失い、そして新しい法規制の対象があらわれる。中国では、改造は国家資本主義を通じてなされた。すなわち公私合営という方法によって私的資本主義の企業を社会主義的に改造する。かくて、一九五四年には、公私合営工業企業暫行条例が制定され、これは運輸および建築企業にも適用されたのである。

要するに、社会主義国における民法は、その規制する対象の性格に照応してその役割機能を果す。その規制対象は資本主義から社会主義への過渡期においてぜんじ変化してゆく。したがって、これに照応する民法は、その法的形態もしくはその解釈適用をつねに変化発展させなければならない。政策と比べて法の形態は比較的に安定的であるから、それが改正更新されないかぎり、解釈適用の問題も重要となる。

(7) レーニン・「左翼的」な児童と小ブルジョア性について、レーニン三巻選集(6) (国民文庫) 九九九頁以下。

(8) 福島・中国の法と政治一〇〇頁以下。当時中国の工商界では、政府に対する会社法あるいは投資条例を制定公布されたいとの要望がたかまつた。政府もまた彼らの経済活動を規制し正常な状況に秩序づける必要をみとめ、この立法がなされた。私営企業暫行条例施行弁法は一九五一年三月公布されたが、一〇五条もあり、各種形態の組合と会社につき規定している。

第二章 新民法典の具体的、歴史的背景

前章では抽象的理論として一般的に社会主義法および、その民法の性格をのべた。民法典についていえば、具体的にそれぞれの国でどのように形成されどのように発展するかは、各国の歴史的諸条件により規定される。

ここでは、一九六四年に民法典の制定されたソ連、ポーランド、チェコスロバキアについて、それらがどのような歴史的背景をふまえて民法の法典化がなされたかをながめておきたい。ソ連については、周知の点が多いので省き、他の二国についてやや一般的な事柄をも記述する。

一 ソ連（ソビエトロシア）

十月革命で生れたソビエト政權は、ソビエトロシア共和国をもつて代表させることができよう（ソビエト連邦の結成は一九二二年一月である）。この国家は生誕早々「土地に関する」布告を發布し、つづいて「民事婚姻、子および身分登録の実施に関する」布告、「離婚に関する」布告、「相続の廃止に関する」布告を公布した。そして、その後一九一八年には憲法が發布され、包括的な労働法典や「身分登録、婚姻、家族、後見法典」、土地社会化基本法も制定された。これらはすべて斬新であり、世界をおどろかせた。そして、臨時政權の継承した帝政ロシアの龐大な法規群は一切廃棄されたのである。

けれども、民法典制定の企図は当時にはなかった。これは生産手段国有化の急速な進展と、また建国後わずかに半年あまりで国内戦争の勃発から戦時共産主義の経済に進入したため、社会主義経済における商品貨幣関係の発展のみとおしかなかったことにもとづくものと思われる。ブルジョア的な旧法を清算したソビエトロシアとしては、本質上ブルジョア的と考えられた民法典を新政權のもとに制定する考えが浮ばなかったのは、自然である。

ただ、一九一八年七月のロシア共和国憲法（いわゆる一九一八年憲法）に、次の規定があるのは注意に値する。
「全体としての労働者階級の利益を指針として、ロシア社会主義連邦共和国は、個々の人間および個々のグループが、社会主義革命の利益をそこなうように権利を行使したとき、彼らからその権利をとりあげる」（第三三条）。これはのちの有名な民法典規定の前身とみるべきである。

三年の内戦に勝ちぬきついに念願の平和を獲得したソビエト国家は、経済復興を目ざして都市と農村、工業と農業の結びつきを国内商業を通じて確保しようとする、新経済政策^{ネップ}の路線を採用した。このさい、いったん国有化した小工業企業を資本家に賃貸しまたは売りもどすなど、若干資本主義を復活させる措置がとられたのである。むろん基幹産業、いわゆる経済の管制高地を国家の手に確保する条件のもとにであった。その結果、このとき以来ソビエト社会では商品＝貨幣関係の経済に占める比重がきわめて大きくなった。それまでは国内戦における戦時共産主義によって、それらは極度に縮減していたのである。かくて都市ではネップマンが活動し、また農村では富農経済がいちじるしい進展を示した。クラークたちは、現物税制度のもと、国家納入の余剰穀物等を盛んに国家や都市に売り渡した。この状況に面して、ソビエト政権は、多方面にわたる法典化事業を要求された。民法典の編さんもその一部で、経済秩序を安定させるためである。このときはじめて制定されたのが、一九二二年一月のソビエトロシア民法典である。

この民法典の起草者はゴイフバルグ等であるが、その制定にはレーニンも直接に指導している。⁽²⁾ 彼が民法典につき司法人民委員クルスキーにあてた有名な手紙（一九二二年二月二〇日付）には、次のような指示がある。「われわれ

これはただ国家の資本主義を許容するだけです。……これゆえに、「私法的諸關係」における国家干渉の適用を拡大し、「私的な」契約を廃止する国家の權利を拡大し、「民事的な法的諸關係」にローマ法大全ではなくわれわれの革命的⁽¹⁾法意識を適用し、各種の模範の手續を理性と精力をもって、系統的に、不屈不撓に、処理せねばならぬということとなるのです⁽³⁾。ここに社会主義民法典の真髓がある。

二二年民法典は總則（一一五一）、物權（五二—一〇五）、債權（一〇六—四一五）、相続（四一六—四三六）の四編パンデクテン構成で、債權編には商法的な規定をもふくんでいた。それは組合および会社に関するもので（合名会社、合資会社、有限責任会社、株式会社）、このほか単行法として手形法が出ている。一九二六年債權編に委託契約の章（二五カ条）が追加され、一九二八年および一九三一年に株式会社に関する四〇数条が廃止された。

このネッブ初期の民法典が、数次の五ヵ年計画をへて約四〇年後の一九六〇年代はじめまで、多少の改廃をしたのみで旋行されていた。いうまでもなくネッブ時期は資本主義から社会主義への過渡期であり、この社会⁽⁴⁾經濟的状况にこの民法典は適合して作られた。よく指摘されるように、そこには資本主義国の民法にみられるような規定を数多くふくみつつ、他方レーニン指示の民事關係に対する国家干渉の政策を具体化する規定がげんとして存在する⁽⁵⁾。かくて新經濟政策の一環として取引の安定、物資交流の發展に大きく寄与するとともに、ネッブマン（資本家）の不法な活動を抑止し、よくプロレタリアート独裁の使命を果した。だが、ネッブの後退が終りクラーク絶滅の政策に入るや、ソヴェトの社会⁽⁶⁾經濟情勢は一変する。私的資本主義的所有は消滅し、国家的所有と全人民的所有の社会主義的な所有制が全面的に展開するのが一九三〇年代である。民法典はすでに時代おくれとなった。他のいくたの特別法規

が国営企業などの経済行為を規制した。

一九三六年末ソ連邦憲法が制定された。これは建国以来一九年のソ連社会——経済状況における変化発展の現実を法の面に確認したものであつて、民法関係にもきわめて重要な意義を有する。かつまた憲法は連邦の新民法制定を規定しており、これにより法典編さんはいく度か企図された。しかし民法典は草案の発表にも至らず、第二次大戦を迎えた。戦後も同様で、ついにスターリンの死後歴史的なソ連共産党第二〇回大会をむかえたのである。

この大会では、スターリン個人崇拜の弊害がとり上げられたのみならず、彼の治下における諸政策が批判された。とくに彼の晩年なされたいくたの人権侵害事実が摘発され、基本的人権を保障する適法性の強調とともに、法制整備のいちじるしいたちおくれとその緊急な克服の必要が法学当面の課題として提起された。⁽⁶⁾とくに党中央の法典化に関する決定があつたわけではないが、対応策はただちにとられ、それ以来、人権にもっとも密接な刑法、刑法の改正を先頭にして、各種の旧法典の改正が検討された。一九六〇年に「ソ連と連邦構成共和国の民法法令の基礎」の草案が発表され、これについて法学界および経済学方面で討論が展開された。⁽⁷⁾それがソ連最高ソビエトで採択されたのは六一年末である。つづいてこれをもととする各連邦構成共和国の民法典が一九六三年から一九六四年にかけて制定された。

(1) ソ連邦の構成共和国は、その結成のときロシア、ウクライナ、白ロシア、ザカフカスの四であり、その後次第に増加して今日の一五に至っている。このうちロシアソビエト連邦社会主義共和国は、面積、人口、産業、文化ともに冠絶し、その制度は他の共和国の範となる関係にある。

- (2) これはナポレオンが民法典制定に参加したような方式ではない。民法の根本的あり方について指導したのである。しかし Цистяков, Организация кодификационных работ в первые годы советской власти (1917-23 гг.), Советское государство и право, 1956 No. 5. (チスチャコフ、ソビエト政権初期(一九一七年—二三年)における法典編さん事業の組織、ソビエト国家と法一九五六年五章)によれば、レーニンは、一九二二年二月自分の欠席した人民委員会議を通過した最初の民法草案を、あまりにもブルジョア的であるゆえをもって拒否し、これを廃案として再検討させている。

- (3) レーニン全集三六卷五一八頁。

- (4) 大木雅夫・ソ連におけるブルジョア法の継受(立教法学九号六一頁以下)に詳細な研究がある。

- (5) 第三章一を参照。

- (6) 福島・社会主義法の現在の諸問題(上)、思想一九五七年十二月号を参照。

- (7) 民法は経済の面にも関係がふかいとの理由で、とくに経済法論を中心とする討論は「経済の諸問題」誌などにも掲載された。

二 ポーランド

歐洲のまさに中央に位し、面積は日本本土から四国九州をのぞいたほど、人口は三千万人余。社会主義圏では中進国とされる。コペルニクス、ミツケビッチ、シェンキビッチ、シヨパン、キューリーという著名な科学者芸術家を出したこの国ほど、盛衰興亡の運命をたどったものは少ない。その民族的悲運は、この国の民法史の上に深いその傷あとをとどめている。

一五・六世紀には強盛を誇りながら一八世紀中プロシア、ロシア、オーストリアの三国に三度にわたり分割され、民族の独立を失ったポーランドは、第一次大戦後ベルサイユ条約で独立を獲得し共和国となった。しかし一九三九年独ソ協定による分割、ついでヒトラー軍隊の侵入にあい、第二次大戦中国土の全体はドイツの占領下におかれた。国民の抵抗もはげしかったが、非人道的なナチスの大量殺害と破壊で人口の実に二二%、六〇〇万人が死亡した。この惨烈なレジスタンスとソ連赤軍によりポーランドは征服者から解放され、一九四五年六月人民政権が成立した。

ポーランドにおける民法の状況はどうか。最初の独立のときは、分割統治時代をひきつぎ旧行政地域に照応したものであった。すなわち西部のボズナニ地方では、はじめ一八一一年のプロイセン一般民法典のち一八九六年のドイツ民法(BGB)および一八九七年の商法典(HGB)が、南西部クラコフを中心とした地域では、一八一一年のオーストリー民法(ABGB)および一八六二年の商法典が、ワルシャワを中心とした中部の大部分の地域では、一八〇四年のフランス民法(ナポレオン法典)が、一八三六年の家族関係に対するポーランドの修正を加えて、また東部では一八三二年のロシア民法(ロシア帝国法令集第一〇巻第一部)が、それぞれ施行された。三国分割による普露境の三国民法のほかフランス民法がかなり広範な地域に行なわれたのは、ナポレオンがこの地を占領してワルシャワ公国をうちたて一八〇七年のナポレオン法典をここに施行したからである。⁽⁸⁾

独立した共和国にとって、これは不愉快かつ不幸な事態であったこと、いうまでもない。それは外国法支配の継続であるばかりでなく、ことなる地域に起った民事問題がことなる法規定の適用をうけることとなる。したがって、国際私法的な関係が国内に生じた。かくて統一民法典の制定はポーランドの民族的願望となったのである。

そこで、一九一九年はやくもセイム（国会）に四四名の法律家から成る法典編さん委員会が設置され、その目的は「全国を通ずる民刑法典を起草する」にあった。その活動をもととして、一九三三年債務法典、一九三四年商法典、一九三六年手形小切手法、一九二六年著作権法、一九二八年特許法などが制定されたが、一九三九年の大戦勃発はこの国を動乱のなかに投じ、立法事業は中断した。⁽⁹⁾

以上が人民共和國発足時の有様である。大戦前の立法によって商取引の法的規制は西欧法の原理による諸立法によって統一された。けれども、民法では、総則、物権法、相続法などの領域が依然として分裂の状況に止まっている。

新政権は早くも一九四五年中民法の統一に着手し、その目的のために戦前の法典編さん委員会作成の諸資料を利用し、これに自己の資料を加えて立法を行なった。その成果が一九四五年の人法、婚姻法、四六年の家族法、後見法、物権法、土地登記法、相続法、民法総則法等制定に実を結んでいる。だが、これらはその基本原理としては戦前法令と同一であり、一九三〇年代の債務法典、商法典には全く手をふれていない。このように不徹底なかつ体系としての調和を欠いたものではあるが、⁽¹⁰⁾ともかく旧行政地域別に独塊露仏の外国民法典を適用する変則状況には、終止符が打たれた。

一九五〇年には、全文一七七条の民法総則法が制定された。これは民法と家族法における総則事項および民法規範の解釈適用に関する基本原則を掲げており、はじめて社会主義法としての性格が明らかにされ、その意義はきわめて重要である。⁽¹¹⁾しかし統一民法典が存在せず、数個の法律で規制されるのは、やはり不正常的状況である。内容的にも、社会主義社会に旧ブルジョア民法が行なわれて、適合的でないことはいうまでもない。新政権は、すみやかに統

一民法典を編さんすることを課題として提起し、すでに一九四七年編さん委員会が任命された。一九五一年その事業は再興され、五四年には草案が公表されて公開討論が行なわれ、五五年さらに修正公表されたが、政府の採択をみるに至らなかった。これは当時における政治的経済的の変動が大きかったためで、あるいはスターリン批判後の情勢変化も作用したかもしれない。その後草案審議はいくたびかの検討を行ない、とくに六〇年には公表草案に対し広範な公開討論がなされ、六二年内閣に、六三年セイム（国会）の議に附された。

この間ポーランド憲法が一九五二年に採択されたことは、ポーランドの民事法規範にとってもきわめて重大な意義をもっている。ところで、これまでの憲法規制は何によったかといえ、最初のブルジョア民主主義憲法（一九二一年）である。これは戦後の人民民主主義国における特徴であって、革命の第一段階における「古い憲法の利用」がそこにみられる。もっとも、このばあい、第一次大戦後のポーランドがビルスツキの人民弾圧的独裁権力によって制定した一九三五年憲法の拒否がなされたことには注意しなければならない。⁽¹²⁾

以上のような民法上の立法経過の裏に、建国以来、ポーランドにおける政治、経済の建設をみなければならぬ。ナチス占領時期、民族解放のため、ナチスの庇護をうけた巨大な買弁的資本家と大地主をのぞき、プロレタリアート、勤労農民と民族民主的な中小資本家を団結する民族戦線が組織された。彼らは莫大なぎせいをおしますたかいついに民族解放委員会の名のもとに新政権を組織した。この政権は、ドイツ人と戦犯者の全財産を没収し、五〇ヘクタール以上の地主土地所有を無償没収し、工業、銀行、運輸、通信を国有化した。けれどもこの変革の性格はまだブルジョア民主主義的なものに止まる。一九四六年から一九四七年はじめてにかけて民族戦線のなかの右派が敗退し、左

派が指導権を確立したことによって、いよいよ社会主義的変革の課題にとりくむことができたのである。このように、東欧の人民民主革命は、一般にブルジョア民主主義と社会主義の二段階をへている。一九四七年から政府は国民経済復興三年計画、一九五〇年から六ヵ年計画で社会主義の基礎の建設に向い、ポーランドの工業は目ざましい躍進を示した。一九五〇年民法総則法が社会主義的性格を明らかにし、四五、六年段階の立法と明確に区別されるのも、これによって理解すべきである。

しかし、ポーランドの、農業における社会主義建設は、他の人民民主主義国と比べて非常にたちおけている。この点も民法典に反映をみ出し、問題を残しているのである。

(8) ワルシャワ公国崩壊ののち、ポーランド王国が一八一五年のウィーン会議で樹立されたが(のちロシアに併合)、この国もナポレオン法典を民法に採用した。ただし家族法では、ポーランド法が制定されている。

(9) Gsovski and Grzybowski, Government Law and Courts in the Soviet Union and Eastern Europe, vol. 2, 1959, p. p. 1307-8.

(10) Ян Васильский, Вступительная статья, Гражданский кодекс Польский Народной Республики, Варшава, 1966. (ヴァシリスキ・解題、ポーランド人民共和国民法)。

(11) Д. М. Генкин (под. ред.), Гражданское право стран народной демократии, 1958, с. 362. (ゲンキン編・人民主義諸国の民法、一九五八年三六二頁)。

(12) В. Е. Чиркин, Формы государства переходного к социалистическому типу, 1966, с. 170 (チルキン・社会主義型態への移行期国家の諸形態、一九六六年、一七〇頁)。

三 チェコスロバキア

面積はポーランドの三分の一、人口は千四百万人という小国ながら、チェコスロバキアは、社会主義国のうちでも東独とともに先進工業国に位する。神聖ローマ帝国の首都だったこともあり、その西欧文化との結びつきは古くかつ強い。東はポーランドと接し、北は東西両ドイツ、西はオーストリアである。この国もポーランドと同じく強国にはさまれ、民族の独立はたえず侵害されつづけた。第一次大戦後、一九一八年に独立するまでは、オーストリア・ハンガリーの版図にふくまれていた。

独立に当り、チェコスロバキア共和国はオーストリア・ハンガリーの法を継承した。その結果、民法の領域では次のような複雑さを示した。(一) 北部のボヘミア(プラハはその中心)と中部のモラビアでは一八一一年の一般民法典、一八六三年の商法典が施行された。(二) 南部のスロバキアではハンガリーの慣習法、商事については一八七五年ハンガリー取引法が施行された。⁽¹³⁾ この地域は農業地帯で、北部と比べてはいちじるしく後進的であつた。

かくて建国当初から統一の法体系を作る必要は痛感され、このため特別の一省が設置されたほか、司法大臣には統一民法典編さんの任務が課された。二〇年の作業のち一九三七年に最終草案が提出され、政府はこれを国会委員会の審議に附したけれども、三八年のミュンヘン会談以後国際情勢の激動はその立法化を中断させた。⁽¹⁴⁾ この会談によりズデーテン地方のドイツへの割譲、そして翌三九年には独軍の進駐となり、ボヘミア、モラビアはドイツの保護領、スロバキアはその保護国となった。

第二次大戦中、抵抗運動が起り、一九四五年一月東部地方のコシツェで民族戦線会議がひらかれ新国家の路線を決

定した（コシツエ綱領）。五月九日ブラハ解放。一〇月従業員五百人以上の工業、全銀行、持株会社、保険会社を国有化する。ドイツ人や売国奴の財産は解放後ただちに没収した。土地改革も行なわれた。ここまではブルジョア民主主義革命の段階であった。

ポーランドと同様、この国も人民民主主義革命の二段階をへている。その第二段階、すなわち社会主義的な方向への転化は、二月事件によって生ずる。民族戦線の連立政府は、国有化と土地改革の方策を推進するうちに左右の内部対立が激化し、四八年二月、アメリカのマーシャル計画への参加を要求した右派が自己の権力確立のため政府崩壊の術策をとったのに対し、労働者階級はゼネストで圧力をかけこれを挫くことに成功した。かくて右派は退陣し、以来プロレタリアートの権力に立脚する政府は、断固として社会主義改造と建設への道に進むのである。一九五一年、すでに国家は工業企業の九九%、建設企業の九四・三%、運輸企業の九八・五%、卸売企業一〇〇%を所有していたという。⁽¹⁵⁾

チェコスロバキアの立法活動も二月事件後推進された。四八年五月の憲法は二〇年憲法に代るもので、長大な前文を附し憲法基本条項と憲法細則をもって、特色ある社会主義憲法である。とくに細則第八章経済機構は、各種の所有形態の内容と保護を規定し、また統一経済計画にふれている。この憲法にもとづき他の一切の法律法令は解釈適用されることとなったが、同時に憲法の公布により民法制定の機運も熟した。一九五〇年民法典が国民会議で採択され一九五一年から全国統一的に施行された。

この最初のチェコスロバキア民法典は、種々の点で一八一一年のオーストリア一般民法典に立脚し、そのローマ法

的概念と伝統的な諸制度を継承したといわれる。⁽¹⁶⁾

すなわち前置規定（一条―三条）、総則（四条―九九条）、物権（一〇〇条―一二〇条）、債権（一二一条―五〇八条）、相続（五〇九条―五六一条）、経過および終末規定（五六二条―五七〇条）の諸編から成り、諸編の内容も伝統的なものである。

しかし、その形式はともあれ、その内容では、五〇年法典はたしかに社会主義民法であった。すなわち上述した所有の社会化を法の上に確認して、生産手段に対する社会主義的所有の不可侵性、私的所有に対するその優越性が規定された。物権編所有権の節には、社会主義的所有（その二形態）、個人的所有および私的所有が規定される。⁽¹⁷⁾ 国民経済の計画化に照応して、債権編債権の発生と内容の章には、経済計画と経済契約に関して規定される。一般に意思表示の解釈として、社会主義的な行為規則と、とくに経済契約については計画課題と合致すべきことが定められた。権限ある機関は、もし経済計画がこれが必要とするとき、単一経済計画の遂行に本質的な法的諸関係から生ずる債務を変更しまたは消滅せしめるものとした。⁽¹⁸⁾

この民法典は、旧商法典を廃止し、委任、代理人、運送契約、組合・会社に関する規定を包括する。その反面、旧民法典にふくまれた婚姻・家族に関する規定を、独立の法部門として民法外においている。また労働関係も同様である。スロバキアでそれまで主要な法源をなした慣習法は、法の効力を失った。⁽¹⁹⁾

チェコスロバキアでは一九六〇年に新憲法が採択された。これは勝利した社会主義の憲法とよばれ、ソ連につき二番目に共産主義への移行に努力しつつあることを宣言している。チェコスロヴァキアはこのとき国号をも単に共和国

から社会主義共和国へと改称したのである。この憲法は、「ただ単に過去の成果を體現するのみではなく、国家ならびに社会の将来の発展様相をも體現する」といわれ、⁽²⁰⁾法制度の今後の発展についての要求をも提起した。新憲法の施行は民事法關係に重大な影響を与えたのみならず、また新立法の機運を促進した。一九六〇年二月チェコスロバキア共産党中央委員会は立法問題を討議し、諸種の新法典の起草を立法諸機關に訓令した。⁽²¹⁾

かようにして、この全般的な法典化事業は、社会主義から共産主義へという新情勢の課題に対するものとして、推進されたのである。この課題提起が果して客観的現実に照応したかどうかは検討を要するところであるが、立法の基本方針がそこにあったことは銘記せねばならぬ。したがって、草案は高い格調とかなり急進的な性格をおびている。一九六三年十二月、家族法典民事訴訟法典国際私法法典、国際貿易法典が、一九六四年四月民法典と經濟法典が、それぞれ制定された。

- (13) Zdeněk Kratochvíl, *New Czechoslovak Civil Legislation*, Bulletin of Czechoslovak Law, Nr. 1/2 1964, pp 1-2. (ラトフヴィル・チェコスロバキアの新民事立法、福島編訳・最近の社会主義国民法 一一六頁)。Генкин, Гражданское право стран народной демократии, с. 430 (ゲンキン編・人民民主主義国の民法四三〇頁)。
- (14) Gosvski and Grzybowski, *Government Law and Courts in the Soviet Union and Eastern Europe*, vol. 2. 1959, p. p. 1238 et seq.
- (15) Тажданский и гражданско-процессуальный кодексы и закон о семье чехословацкой республики, 1952. с. 10 (チェコスロヴァキア共和国の民法典、民事訴訟法典および家族法、一九五二年一〇頁)。プラートウスの序文。
- (16) クラトフヴィル前掲福島編訳・前掲一一七頁。

(17) これについては、В. Кнапп, Собственность в странах народной демократии, 1954 (ヴィクトル・クナッパ・人民民主主義諸国における所有、一九五二年、露訳一九五四年)に詳しい。

(18) プラートウスの序文、上掲一〇頁以下。

(19) Ленин, Указ. Союз. С. 432 (テンキン編・前掲四三二頁)。

(20) Kratochvil, op. cit., p. 4 (福島編訳・前掲一一九頁)。

(21) 同上。

第二編 社会主義国新民法典の特徴と革新点

上にみた三国の新民法典は、同年に制定されながら、その内容・形式では、それぞれの特色がきわめてよく発揮されている。ここに比較法の問題があり、またそれらの特色をこえた社会主義民法の基本的性格の問題もある。こうした事例の検討は次章にゆずり、ここでは各国民法典のそれぞれを法内容に立ち入って観察しよう。ただし、全規定にわたることはもとより不可能で、特徴的な点、とくに旧法典と対比して新法典が革新された諸点を指摘するに止める。

第三章 ソ連の「民事法令の基礎」とロシア共和国民法典

一九六一年一月二日「ソ連と連邦構成共和国民法令の基礎」（以下「基礎」と略称）が、またこれにもとづいて一九六四年六月ロシア共和国民法典（以下新法典と略称）が一五共和国民法典の一つとして、前者は同年五月一日、後者は同年一〇月一日からそれぞれ施行された。これらを一九二二年ロシア共和国民法典（以下旧法典と略称）と対比しよう。

一 法典の編別構成（体系）

旧法典は総則、物権、債権、相続という四編による典型的なパンデクテン構成。これに対して、新法典はかなり長文の前文と、総則、所有権、債権、相続権のほか、著作権、発見権、発明権および外国人と無国籍の権利能力、外国の民法および国際的条約と協定の適用なる四つ、合せて八編。前文および四編は新法典に新たに加えられた。

このうち、著作権、発見権、発明権は、文化的創造物に対する権利の制度で、ブルジョア法の無体財産権法に当り、かつ相互にいちじるしく関連する。これらは旧法典にはふくまれないが、従来民法の一部として学者により論じられてきた。最後の編は渉外的な諸関係にかかる。

そこで、旧法典の四編に対応するものとしては、物権が所有権と改訂されたことが目をひく。

この編別につき、一九五四年アカデミー会員ヴェネディクトフは、次の提案をした。一基本規定、二民事権利の主体、三所有権、四債権、五著作・発明権、六相続権。これは総則廃止論である。彼は総則中権利の客体は三に、法律行為と訴訟時効は四に、代理は二にふくめてよいとした。これが社会主義的財産関係の民法規範によりよくそうものと主張する。しかし新民法典起草に当りこれに従う者もあったが、大多数の学者は反対した。イヨッフエ、トルスト

イは、総則は全法典にかかわるもので、これをおくによって重複をのぞき統一化を期することができるとする。そして、総則設置は決してパンデクテンシステムの無批判継承ではないとのべている。⁽¹⁾

かようにして、編別構成は、発明権等の編の追加と物権の所有権への改称をのぞくほかは、旧套をおうこととなった。

以下、前文にはじまり、「基礎」および新法典において革新された諸点をのべるが、追加四編については原則として省略する。他のばあいにはふれることがある。

なお、以上の編別構成と関連して、経済法の問題に一言ふれておかねばならない。これは「基礎」の草案が発表されてからほとんどソビエト法学界を二分する大論争をひきおこした。アカデミーの法学研究所はほとんど一丸となって経済法説を堅持し、各地の機関の法律顧問たちも実務家としてこれを支持した。それは、国营企業や経済的機関などの所有権やそれら社会主義的諸組織間の取引は一括して経済法の部門に属すべきであって、民法にふくませないのが適当であるとする。それらについてはその管理等の法規制が行政法に入っているが、これを右の問題とともに経済法に包括するのが、現在における法関係の実際状況に照応して理論的に正しいものである上、法学教育の実際から、経済法の区分が大きな効果を生むことになる主張した。これに対してモスクワ大学、レーニングラード大学、全ソ法学研究所は次の理由で強く反対した。すなわち、民法典のなかに社会主義的諸組織相互間の関係をふくめ、これを統一的に理解することこそ体系として論理的であり、決して切りはなすべきものではない。いわゆる経済法の構成は、行政法の垂直関係と民法の水平関係とを混同することとなる。

結局、経済法説は敗れ、経済法という独立の法部門もみとめられず、また経済法典も制定されなかった。右の諸関係は「基礎」のなかにふくめられている。

(1) Иоффе, Толстой, Новый гражданский кодекс РСФСР, 1965. с. с. 16-18 (イョッフエ、トルストイ・ロシア共和国新民法典、一九六五年、一六一—一八頁)。

二 前文

旧法典にはなかった前文が、このたび新たに設けられた。「基礎」と新法典とでほとんど同文である。ここには、ソ連邦が社会主義の完全かつ終局的な勝利を達成し共産主義の全面的な建設期に入ったと現段階の規定をした上、民事法令の任務を共産主義建設任務の達成を積極的に促進することにおいている。これは一九六一年に採択されたソ連共産党新綱領の要求で、その趣旨を表現したものである。そして、社会主義的所有の二種の形態(国家的所有とコルホーズ・協同組合的所有)の意義、後者が次第に前者に接近すること、そして共産主義段階で統一することをのべ、また社会主義的所有から派生する個人的所有と社会的フォンドについて規定する。つづいて、商品||貨幣関係の利用と物質的関心の原則を、また民主集中の原則を示す。適法性の強化が市民の権利の保護と結んでのべられる。また、民事法令の規制対象、その使命が明らかにされる。

以上の前文規定は、ソビエト社会が高次の共産主義の前夜にあるとき、新法典は共産主義建設という大目的に奉仕すべきであるという根本趣旨を掲げ、旧法典とは発展次元の差のあることを示し、新時代に奉仕する新法典の意気込みをあらわしている。

三 総則

総則は「基礎」一八条、新法典は九一条で、基本的規定、人（市民、法人）、法律行為、代理と委任、期間の計算、訴訟時効の六章に分れる。基本的規定は「基礎」と法典と同文。民法典の任務、民法規制の諸関係、民事的権利義務発生の基礎、民事的権利の行使と義務の履行の原則、民事上の権利の保護、名誉と尊厳の保護等を掲げる。ここには新時代に即したものが多く、また旧民法典規定の不備も目立っていたので、その改善が顕著である。ソビエト民事法令の任務（前文）に立脚して、総則はまず新規定をおく。「ソビエト民事法令は、共產主義の物質的、技術的土台を作り出し、市民の物質的および精神的欲求をいっそう完全にみたすために、財産関係およびこれと関連ある人格的非財産的關係を規制する」（一条）、「市民および組織は、権利を行使し義務を履行するに当り、法律を守り、社会主義的共同生活の規則および共產主義を建設している社会の道德原則を尊重しなければならない」（五条Ⅱ）。社会主義的所有はソビエト社会の財産関係の基礎であり、ソ連の経済は国家の経済計画により指導される（一条Ⅰ）。

次に、民事的な権利の法律による保護の要件として、それが「共產主義建設期の社会主義社会におけるその権利の使命に反して行使されるばあい」でないことが、規定される（五条Ⅰ）。これは旧法典の有名な規定、「民法的諸権利は、それらがその社会的・経済的使命に反して行使されるばあいをのぞき、法律によって保護される」（一条）、「ロシア共和国の生産力発展の目的をもって各市民に対し民法的権利能力が附与される……」（四条）の各規定と対比され、時代の進展を感じさせる。すなわちそれらを継承し、かつ「新しい条件のもとで精密化したもの」である。⁽²⁾旧法典のこの規定は、過去において相当その適用をみた。⁽³⁾ソ連の現代でも、新規定の適用がないとはいえないであろう。

名誉と尊厳の保護についての新规定は、第二〇回党大会の影響による新民法の特徴点の一つとして、強調されるものである。⁽⁴⁾「市民または組織は、自分の名誉と尊厳を傷ける情報を流布した者が、それが真実に合致していることを立証しなかったとき、裁判によってその取消を請求する権利をもつ」。取消の方法は、虚偽情報の流布が出版物によるときは出版物で、その他のばあいには裁判所の定めるものによる（「基礎」七条、新法典七条）。日本のような精神的（道徳的）損害に対する金銭賠償はない。⁽⁵⁾

(2) Bratus, Fleishits, Khalfna, On the Fundamentals of Civil Legislation of the U. S. S. R. and Union Republics, Soviet Civil Legislation and Procedure, Moscow (ブラートゥス、フレイシツ、ハルフィナ・ソ連邦および連邦構成共和国の民事法令の基礎について、福島編訳・前掲七四頁)。

さらに旧法典では第三〇条、第一四七条の規定があり、「法律に違反しもしくは法律を回避する目的をもって、あるいは明白な国家の損失に向けられた契約は、これを無効と」し、そのばあい当事者双方のうけとつたものはすべて国家に徴収することとされた。レーニンのいう「私法的諸関係における国家干渉の適用」がこれであった。

この点は新法では、「社会主義国家と社会の利益に反する目的をもつ法律行為が悪意で行なわれたときの効果」として、両当事者に悪意のあつたばあいと一方にのみ悪意のあつたばあいに区別し、前者では当事者の受領したすべてのもの、または支払うべきであったものを国家の所得に徴収し、後者では悪意者からは徴収し、非悪意者へは悪意者が受領物を返還する（「基礎」一四条、新法典四九条）。このような精密化にも、多年の裁判実践、調停実践の結果があらわれている。

(3) 福島・ソ連民法における権利濫用、(末川先生古稀記念「権利の濫用」下所収) 三四三頁以下を参照。ここにいう権利の濫用は、何に対してもの濫用かという点で、ブルジョア的なものとは質的に区別されねばならない。

(4) Bratus, Fleishits, Khalfina, op. cit., p. 13 (福島編訳・前掲七一頁以下)。この名誉の民事的保護は、刑事的所謂行為が存在することを要件とするものではない。

(5) 精神的損害に対する賠償がブルジョア法でも必ずしも一般的なものではないことにつき、戒能通孝・不法行為における無形損害の賠償請求権(一)(二)法学協会雑誌第五〇巻二・三号。

四 所有権

旧法典と比べてとくにラジカルな改革がこの編に加えられた。旧「物権編」は所有権、地上権、質権の三章に分れ、一九二七年「取引、加工のさいの商品質権」の章を追加、一九四九年地上権の章を削除している。

新法典は編名を改めた。物権は物に対する人の支配として人対人の債権に対立させる旧観念は、そもそもすべての権利は社会関係によって媒介されるとするマルクス主義の理論に合致しないといえる。しかし具体的な理由は、かつて物権として包括した制限物権がソ連ではなくなったことにある。動産担保物権は債権となったし、地上権も消滅した(家屋個人的所有権法)。所有権以外に残らないわけである。

所有権については、新時代に即してその各種の内容が法典にきわめて明確化される。種類として、一国家的所有、二コルホーズその他の協同組合、これらの連合体の所有、三労働組合その他の社会的組織の所有、四個人的所有が区分され、それぞれ定義づけられる。さらに共同所有の章が設けられ、ここではふつうの共有のほか、持分のない共有(合有)も規定する。これに属するのがコルホーズ世帯の合有である。そのほか、総則と所有権の取得および消滅、所有権の保護の章があり、計一四章。

この所有権の性格づけは、旧法典時期には、裁判実践でも法学理論でもまだ十分に成熟せず、ソビエト社会の成長にともない、すでに一九三〇年代後半から次第に形成され、四〇年代にはほぼ明確な形をとるに至った。その立法上の反映は、一九三六年憲法第一章社会構造の第五条ないし第一〇条、ここに国家的所有、協同組合的^{（6）}コルホーズ的所有、私的勤労的所有（以上生産手段につき）、個人的所有（消費資料につき）が明確に規定される。これは世界法史上の画期といってもよからう。この憲法的表現自体がそれまで達成された社会的事実の法的認証であった。

ところがネップ初期の旧法典制定時期には、国家的所有の意義は分っていたものの、コルホーズもほとんどなく、ブラートウスの表現によれば、「誰が誰を」という問題がなお解決されておらず、農民等の小所有者が圧倒的であり、小商品生産が私的資本主義に望みをかけるといふこともありかねない状況であった。このようなときにおいて、今日みるように明確な所有区分をうち出すことはできるものではない。したがって当時の民法典は資本主義から社会主義への過渡期における経済および階級的力関係にとってもっとも典型的なものを認証するほがなく、国有・協同組合および私有の三種の所有をまとめ、その私有のなかに個人的所有が入っていたのであった。^{（7）}個人的所有権については、一九三六年憲法以後も、なお法学者のうちに、不明確な見解をとるものがみられたのである。

しかし、所有権に関する理論の発展は、その後もつづけられている。アカデミー会員ヴェネディクトフがその有名な「国家的社会主義的所有」（一九四八年）の大著によつて、国家的所有に対する国营企業等の業務的管理権の理論を確立したのは、^{（8）}そのもつとも顕著な例である。

かような意味で、旧法典のソビエト社会の現実に対するたちおくれは真にはなはだしいものがあつた。

比較のため人民民主主義国の立法例をみよう。憲法に社会機構の章、所有の規定を設けるのは、一九四〇年モンゴ
ール憲法にはじまり、一九四七年のブルガリア憲法、一九四八年のチェコスロバキア憲法、北朝鮮憲法、一九四九年
のハンガリア憲法、東ドイツ憲法、一九五〇年のアルバニア憲法、一九五二年のポーランド憲法などがある。大体に
おいてソ連の一九三六年憲法のあとをおう。民事法令としては、一九五一年ブルガリア「所有権に関する法律」があ
り、第一章社会主義的所有（国家的所有と協同組合的所有の二節）、第二章個人的および私的所有、第三節共同所
有、第四節階層的所有（住居関係）等に分れる。一九五五年アルバニア所有権法もこれと類似である。

また、ソビエト民法の教科書も、当然ながら一九三六年憲法の趣旨にそい、社会経済的な性格にもとづく各種所
有権につき説明していた。これは社会的現実、社会的実践の要求にそうものである。

新法典で掲げた所有種別のうち新しく目立つものは、まずコルホーズ等の連合体の所有である。これは近来いちじ
るしく発展し、農村における発電所、農産加工や建設原料工場などを経営している。⁽¹⁰⁾次に労働組合その他の社会的組
織の所有が注目をひく。新法典はその対象として、企業、建造物、設備、サナトリウム、休息の家、文化宮殿、クラ
ブ、運動場、ピオネール、ラーゲルとその設備、文化教育基金その他これらの組織の活動に即応する財産を例示して
いる。この所有種別は一九三六年憲法にはなかった。共産主義への移行と関連して、理論的にも実際上も、重大性と
将来性をもつ事柄といえよう。

国家的所有には、訴訟時効が適用されず、基本財産につき強制執行を許さないなど特別の法的保護があるが、「基
礎」および新法典が次の点を規定したのも留意しなければならない。すなわちすべての国有財産の唯一の所有者であ

る国家は財産を国营企業などの国家的諸組織に配分するが、後者がその財産を占有、利用、処分する権限は業務的（運用的）管理権である（基礎二一条II、新法典九四条II）。これは上記のヴェネディクトフ理論で、すでに定説の地位を確立したものが、法典にとりあげられたのである。もっとも最近若手経済学者から国营企業にも所有権をみとめるべきであるという主張があらわれ、ソビエト法学界に大きな衝動を与えている⁽¹¹⁾。

個人的所有権については、「物質的および文化的要求をみたすことを用途とする財産である」として、その消費対象たる性格を明示し、また「市民の個人的所有に属する財産を、不労所得をえるため利用することはできない」と規定した（「基礎」の二五条、新法典一〇五条）。その目的物中財産的にもっとも重要なのは住居であるので、これについての規定はとくに詳しい。

共同所有では、その含有すなわちコルホーズ世帯の成員が世帯財産に対してもつ持分なき共有につき詳細な規定が設けられたのも、新法典の特徴である。これは内容上新しいものではない。コルホーズ農民と他の労働者、職員（農村居住者もふくむ）との法律上の地位の差別ある点で、従来は土地法典に規定された。「基礎」制定のさいに廃止存置の両論があつたが、存置に決まり、かつ民法典にふくめられることとなつた⁽¹²⁾。

(6) ユルガーノフ・社会主義社会における所有（宇高、福島、藤田訳）（上）四頁以下。

(7) С. Н. Братусь, О некоторых чертах истории советского гражданского права, Советское государство и право, 1957 NO 11, 101-2. （フラートッス・ソビエト民法史のいくつかの特色について、ソビエト国家と法一九五七年一号一〇一—一二頁）。

一九二二年法典第五二条は「所有は以下のように区別される。(イ)国家的(国有化され、また地方ソビエト有化された)、(ロ)協同組合的、(ハ)私的」と規定した。

(8) 藤田勇・社会主義的所有と契約六一頁以下。

(9) Гражданское законодательство народной республики Болгарии, 1952. стр. 11-33 (ブルガリア人民共和国の民事立法一一三三頁)。

(10) 福島・ソ連農業企業とその問題、東洋文化研究所紀要第三十冊五六—六三頁。このコルホーズ連合(コルホーズ結合体)は、社会主義的所有の二形態(国家的所有と集团的所有)の接近融合の道の一つともみられている。

(11) В. П. Шкредов, Экономика и право, 1967. (シェクレードフ・経済と法、一九六七年)。著者はモスクヴァ大学経済学部助教授。同書に対しては法学界から大きな関心が示されていることは、私が昨年モスクヴァを訪問して感じたことであるが、いまだに批判が公表されていない。著者の提言は、経済管理改革の今日、国营企業にも所有権をみとめるべきだとするにある。

(12) これについては、第六章三に論ずる。

五 債権

旧法典でも新法典でも、債権は民法典が条文の過半を占め、債権関係が社会主義民法関係でもとくに多岐に展開していることを反映する。

旧法典は急速制定のためもあり、債権編の構成も種々不備をまぬかれない。その後の事情の変化では、私的資本主義の活動のみとめられた当時の規制内容が今日には適応しないのもあれば、経済計画が全面的に実施されるとき、民

法にふくめられるべき規定も数多い。したがって、この編でも少なからざる本質的な改正が加えられた。旧法典は、総則、契約から生じる債務の二章につづき、財産賃貸借にはじまる各種契約と、不当利得、不法行為の計一五章（うち仲介の一章を加える）から成った。新法典は一債権総則（六章）と二個々の債務の態様（二二章）から構成される。

さて、債権関係発生の原因の圧倒的多数は契約であるが、現代の社会主義社会で現実にもっとも重要な地位を占めるものは経済計画にもとづく経済契約である。旧法典時期にはそれがまだはつきりせず、規定されなかったが、多年にわたり形成された実質的制度が存在した。それが民法典の規定に形成される。「債務は適切に、定められた期間内に、法律、計画化行為および契約の指示するところにしたがい……履行されなければならない」（「基礎」三二条Ⅱ）、「計画課題にもとづいて結ばれる契約の内容は、その計画課題に照応しなければならない」（同三四条Ⅱ）、「……両当事者によって義務的な計画課題にもとづき契約を結ぶときの意見の不一致（いわゆる契約前紛議—福島）は、該当する仲裁機関（同三者仲裁裁判所）によって解決される」（同上Ⅲ）の諸規定はこれを示す。第二、第三のものは旧法典ではなく、第一のものは、「計画化行為」の字句が加わったのである。

新法典では、債務の現実的履行の原則という、すでに多年実生活の検証をうけた社会主義債権法の原則が、法文上に確認された。「債務の履行遅滞その他債務の不完全履行について定められた違約金（罰金、延滞金）の支払および債務の不完全履行のもたらした損害の賠償は、債務の現実履行の義務を債務者から免除しない。ただし社会主義的組織において、債務の基礎にある計画課題が効力を失ったばあいをのぞく」（二六条Ⅵ）。これに次のような説明があ

る。「債務の履行遅滞もしくは不適切な履行につき定められた違約金の支払にかかわりなく、債務者は履行の義務をまぬがれないということ……は計画経済の諸条件によって決定されるものであって、そこでは、ある種の支払は、要求された行為の適切な履行とは等価物として作用しえない」⁽¹³⁾。

「基礎」は債権総則につづいて、売買、納入、コルホーズおよびソフホーズからの農産物の買付、貸貸借、住居賃貸借契約、請負、基本建設請負、運送、国営保険、決済および信用の契約に関する諸章、損害をもたらしたことから生ずる債務（不法行為のこと）、社会主義的財産の救済の結果生ずる債務、合計一二章をおく。新民法典では、そのほかさらに交換、贈与、金銭貸借、委任、懸賞など九つが「個々の債務の態様」として加えられている。旧法典と比べて債権法規範による規制の複雑多岐化したことがめだつ。他方、旧法典で九〇条も占めた会社規定は姿を消した。以上において、それぞれの規定の内容も充実し、成熟した社会主義社会の法関係に対応する。

債権法の分野でみられる新法典の動向には、次の二つの重点に注目すべきであろう。一つは、社会主義的な経済計画行為を基礎とする諸契約を類型化し、これにおける計画的、契約的規律を強化すること、いま一つは市民の権利を保護保障することである。

前者は、社会主義的諸組織間にとり結ばれるもので、納入、農産物の国家買付、大規模建設請負、貨物運送、信用決済の分野に関する諸契約にあらわれる。こうした社会主義的契約のタイプは納入をのぞき旧法典当時まだ形成されていなかった。一九二〇年代末から三〇年代に入り、そうした契約が一般化し、旧法典のブルジョア法的規範によらず、各種の単行法令や行政措置により新たな方式が定型化、規制された。⁽¹⁴⁾上にふれたように、それらは「経済法」と

して理解されていたが、三〇年代後半には「経済法」は否定され、民法の分野で論じられるに至る。かくて、新民法典には、それらが公然たる地位をえたのである。

こうした各契約類型について、「基礎」では最重要点だけを規定し、細目については共和国の新法典にゆずる。その諸条件がさらにソ連あるいは共和国大臣会議の定めによづられるものもある。こうした契約が定型化され、そしてそれにもとづき提供される産物や労務の種類、品質、数量の保証にとくに注意が払われる。質の問題は現在もっとも強調されるところである。要するに、債権法の重点は計画的、契約的規律の強化にあり、この規律は契約違反の責任の問題として具体化する（違約金、損害金等）。

次に、市民の権利の保護保障の点、この関係では契約類型として売買、賃貸借、住居賃貸借、請負等がある。そしてその法関係は、市民相互間のものと市民と社会的諸組織間のものとに分れる。今日の状況において前者は偶発的なものにすぎず、後者が日常的である。後者は、経済的には、社会的フォンドの負担でなされる市民の消費的要求への奉仕であるが、現段階ではそれはなお商品＝貨幣関係を媒介としなければならない。社会主義のもと、労働に應ずる社会からの分配の原則（賃金）がこの方式によって実現されるのである。⁽¹⁵⁾

この種の契約で、一二の例をあげよう。まず売買契約で、分割支払による長期利用商品（耐久消費材）の信用販売がある。その物品の所有権は物の引渡と同時に買主に移転し（「基礎」四三条、法典二五二条）、かつ月賦弁済が一時払より高くない。賃貸借契約では、生活用品の賃貸借が行なわれる。これは国家的諸組織、協同組合および社会的組織が有料の一時的利用のため市民に家財、楽器、スポーツ用品、乗用車などの財産を提供することであって、条

件、手続、モデル契約について規定される（「基礎」五五条、法典二七七条）。期間は一〇年まで。

さらに請負契約で、日常注文契約と称し、各種の作業場、衣服仕立所（アト、エ）など日常生活上のサービスが市民と国家や協同組合の施設などによって行なわれるが、これらはその標準請負契約が連邦構成共和国大臣会議により定められるものとする。そして標準計画の条件からはずれた契約は、それが注文者の権利を侵害するとき、無効となる（「基礎」六六条、法典三三三条、三六二条、三六七条）。

しかし、民法典でもつとも詳細に規定されているのは、住居賃貸借契約であろう（新法典二九五条ないし三四九条）。都市居住の市民でこれによらないものはほとんどない。彼らにとつてもつとも利害の緊切な重要な問題である。私的なアパートは存在せず、住居の貸主はつねに国家、公共団体企業であるので、これも上述した市民の需要に対する奉仕の一種とせねばならぬ。家賃は原則として月収の三ないし五パーセントである。

ソ連では住居法は民法中でも重要分野をなす。旧法典と比べ新法典の規定は大部分新しいものだが、また旧法の内容を変化させたものもある。三ヵ月の家賃滞納により旧法では契約が解除され明け渡を請求されることとなっていたのを、明け渡を命ずる判決をうけるのは（裁判手続によらないかぎり明け渡しされない）、「賃借人またはその家族員が住居を常習的に毀損したとき、または社会主義的共同生活の規則に常習的に違反しこれにより同一の住居もしくは家屋内の他の者がその者と同居することが不可能になったとき」にかぎると改めている（「基礎」六一条、法典三三三条）。党綱領では、一九八〇年にはすべての家族がそれぞれの住居をもつ、と規定するが、現在なお住宅難が存する。そのため、とくに広い住居面積をもつ者からは、裁判により余分の独立した部屋を収用できる旨の規定がある。ただ

しそのばあい収用後の居住面積が最小家族員一人あたり九平方メートルなければならない（「基礎」五九条）。新法典にはなお住居交換に関する規定もある。

不法行為において、国家賠償に関する旧法典の規定は市民の権利の保護にはなはだ不十分であった。これは当時の起草委員の説明によれば、「国家責任を課するのはソビエトの条件にとり過重⁽¹⁶⁾」だというにあった。旧法典では、とくに法律によって規定されたばあいにのみ責任を課したが、この種の法律がきわめて少ない（四〇七条）。のちに金銭または物品管理者の保管の違法に責任をみとめたが（四〇七条a）、新しい規定では、「公務員が行政管理の分野の違法な職務行為により市民に損害をもたらしたときは、その公務員の属する国家施設は、法律のとくに定めるばあいをのぞき、一般的基礎にもとづいて責任をおう」（「基礎」八九条I）。また「捜査機関、取調機関、検察庁、裁判所の公務員が違法な職務行為により損害をもたらしたとき、該当する国家機関は、法律のとくに定めるばあいに、その定める範囲で財産上の責任をおう」（同八九条II）。現代における市民の権利保護の強大な要求を具体化するこの規定は、したがって「重大な政治的ならびに実際的な意義を有する」ものである。

- (13) Bratus, Fleishits, Khalina, op. cit., p. 26（福島編訳・最近の社会主義国民法八五頁）。ブルジョア契約法ならば、十分な損害賠償をうければ当事者はそれで満足するが、社会主義的計画契約では、それでは計画遂行ができない。現実履行は社会主義的計画経済そのものの要求である。

- (14) この点は、社会主義法発展の過程で重大な点である。さし当っては、藤田勇・社会主義的所有と契約を参照。

- (15) コルガーノフ・社会主義社会における所有（宇高、福島、藤田訳）下巻（未刊）。

(16) Gosvski and Grzybowski, *Government Law and Courts in the Soviet Union and Eastern Europe*, vol. 2, 1959, p. 1179. これは、全露中央執行委員会第九期第四回會議速記録による。

六 精神的創造物に関する権利（著作権、発見権、発明権）

これらは精神的創造活動の産物と関連する法的諸関係の規制で、旧法典のなかには規定されておらず（ただアゼルバイジャン共和国民法典は例外で、著作権をふくんだ）、ソ連および連邦構成共和国の特別法令で規制されていた。「基礎」と新法典はこれを民法にふくめることとしたのである。

七 相続

ソビエトの相続法は、十月革命以来、するどい変遷のあとを止める⁽¹⁷⁾。最初期の「相続廃止に関する」布告から旧民法典でいおう形成され定着した観があった。ところが、一九四五年三月の最高ソビエト幹部会の政令で重大な改正がなされ、今日に至ったのである。この改正は法定相続、遺言相続の両分野にわたっており、その方向は、一九三六年憲法における「市民の個人的所有権の保護は法律によって保護される」（一〇条）の趣旨にそう。とくに、遺言については、旧法典で、法定相続人の一人または数人に対してのみこれをなしたのが、右政令によってそのほか国家的諸機関ならびに社会的団体に対しても遺言しうることとなった⁽¹⁸⁾。

「基礎」と新法典は、この範囲をさらに拡大した。「各市民は、その財産の全部または一部（家財および世帯道具をふくむ）を、法定相続人であるかどうかを問わず、一人または数人の者、ならびに国家または個人の諸組織、協同組合および社会的諸組織に遺贈することができる」（「基礎」一一九条Ⅰ、新法典五三四条Ⅰ）。もちろん遺留分（法

定相続分の三分の二」の規定はあるが、以前よりもせめられている。新法典ではさらに「遺言者は、遺言のなかで、法定相続人の一人、数人あるいは全員の相続権をうばうことができる」とさえ規定する（五三四条Ⅱ）。

このような遺言の自由の拡大は、一見一九五三年以来イギリスでみられるその制限（遺留分の制度）と、その方向において正反対の感がある。これについては、社会主義における個人的所有権の発展と結びつけて説明される。

（17） 福島・社会主義的相続制度の発展、山之内 一郎先生還暦記念社会主義法の研究三一七頁以下参照。

（18） 同上三七〇頁以下参照。

第四章 ポーランド民法典

人民ポーランドにおける民法典の編さんは、第二章にみた経緯が示すように、民族の宿願が社会主義政権によってようやく実現し、一九六四年四月セイム（国会）によって法案が採択され、六五年一月一日から施行された。この民法典は、統一民法典としてポーランド民族のもった最初のものである。人民の喜びはさぞかし大きかったであろう。いまその検討に当って、対比すべき旧法典は存在しないが、債権や総則の単行法規定を参酌して、新法典の特質を明らかにしよう。

一 編別構成（体系）

民法典は前文をもたず、総則、所有権およびその他の物権、債権、相続の四編から成る。オーソドックスなパンデクテン体系である。この体系は第二章でみたように、ブルジョア共和国時代から構想されつつ、諸般の事情から部分

的な立法がなされてきた。したがって編別の原理としては、以前から一貫している。全文一〇八八条で、社会主義国民法としてはきわめて詳しい。これは旧法がとくに詳細であつたためであろう。総則は第一条―第一二五条、所有権およびその他の物権第一二六条―第三二条、債務第三三―第九二一条、相統第九二二条―第一〇八八条となつてゐる。債務が詳細なほか、物権や相統にも相当多くの条文を与へてゐる。これについては、農業分割制限、農業不動産売買についての特別法規定が民法典にふくまれることとなつたこともある。相統編最終章は「農業経済の相統に關する特別規定」である。

経済法との關係であるが、ソ連の経済法論争はこの国にも大きな影響をおよぼした。結果としてはソ連と同様に経済法論者が敗れ、経済法典は作られないこととなつた。チェコスロバキアとはこの点で対立する。民法典第一条は、「この法典は、社会化部門の経済的諸組織間、自然人間ならびに社会化部門の諸組織と自然人間の、民法的諸關係を規制する」とその趣旨を明示している。民法起草者の一人ヴァシリコフスキは「民法の一体的原則」として大略次のように説明している。財産關係の帰結としての経済的土台は不可分の全体をなすものであつて、社会主義体制のもとにあるすべての財産關係は、民法、行政法、財政法、刑法等種々の法領域において規制されるのであるが、その關係のうち商品―貨幣關係によつて媒介されるところのものは、統一的に民法の規制をうけなければならない。右のような諸關係は、当事者の法的に平等という原則にもとづいて形成されるものである。社会化された企業（国营企業）間の經濟關係を別個の法典（經濟法典）により規制しようという考え方もあるが、それよりも民法的に統一規制するのが法的安定性を与へることとなる。なぜなら、計画制度、企業管理などの法構造は社会主義經濟の發展にともない

かなりひんばんに改正される運命にあるが、商品⇨貨幣関係のカテゴリーに應ずる民法の制度はより安定しているからである。⁽¹⁾

(1) J. Wasilkowski, Metoda opracowania i założenia kodeksu cywilnego, Państwo i prawo, 1964 No. 5-6. (ワシコフスキ・民法典の起草方法とその基礎、福島編訳・最近の社会主義民法一四六頁以下)。

二 総則

総則は、前置規定、人、物、法律行為、期間、時効の六章に分れ、日本民法にも類似し、法人が人にふくまれ簡単なか、全般に詳細である。前置規定は民法の趣旨、原理を示すものであるが、ソ連やチェコスロバキアのもの比べると、その表現が地味で穩健な、むしろ保守的な、印象をうける。

注目すべき規定としては、「民法の諸規定は、ポーランド人民共和国の諸原則ならびに諸目的に照応して解釈適用されなければならない」(四条)、「自己の權利を、その權利の社会⇨經濟的使命あるいはポーランド人民共和国における社会的共同生活の諸原理にいてい触して行使することはできない。權利者によるかような種類の作為または不作為は、權利の実現とはみとめられず、保護をうけない」(五条)、がある。ここでは、ポーランド人民共和国の諸原則、諸目的、あるいはポーランド人民共和国における社会的共同生活の諸原理という一般的な基準が掲げられている。

これは民法典を通ずる一般原理であつて、同様に基本的性格をもつ規定が法律行為の章にもみられる。「法律行為は、それに規定された効果のほか、法律より生じ、社会的共同生活の諸原理ならびに成立した慣行から生ずる効果を

も発生する」(五六条)。「社会的共同生活の諸原理に違反する法律行為は無効とする」(五八条Ⅱ)、「意思表示は、それがなされた際の事情、社会的共同生活の諸原理ならびに成立した慣行の考慮から要求されるように、解釈しなければならない」(六五条Ⅰ)。これらには、「社会的共同生活の諸原理」という、前置規定にあらわれた一般基準が示されている。要するに、それらは社会主義社会において各人の順守すべき行為の規程である。

これらの規定はすでに一九五〇年の民法総則法に存在した(三条、四一条、四七条、八二条)。それは「統治の体系および人民国家の目的」および「人民共和国における共同生活の原理」という二つの基準としてあらわれている。前者についてアメリカの文献は、「階級闘争の観点を法の適用に導き入れ、客観性を偏見でおきかえる。大きな不安定が生じ、法の解釈適用の専断な門が開かれる」といった。⁽²⁾これは民法もまたプロレタリア独裁の手段であることを認識しないブルジョアの偏見のきらいがある。

したがって、以上の点では、新法典は旧規定から継承整理しているといえよう。

前置規定におけるいま一つの重要点は、国营企業など社会化部門の経済的諸組織間における民法的諸関係について、基本的な規定を掲げていることである。すでにみたように経済法説を排斥したポーランドでは、民法典がこれらの法関係を包括規制するが、そのことをまず明かにするとともに、経済活動の実施を任務としない国家的諸施設ならびに勤労者の社会的組織(労働組合その他)にもこれらの規定が適用されるものとする(一条Ⅱ、Ⅲ)。そして、これら国营企業などがその相互間の流通関係につき特別の必要があるばあいには、大臣會議その他の国家機関は、特別法令によって規制しうることを定める(二条)。

このほか法人の規定で、社会化部門の諸組織について統一的に定めたのは（二三条）、革新である。従来これについては種々の特別法があった。そして、新法典では従来学者の主張していたように、法人たる国家施設の範囲も拡大された。しかし、国庫をその一つにあげたのは、ロシア、チェコスロヴァキアにみられぬ特徴である。一九五七年から発展した農業サークルおよびその連合の法人性がみとめられたのも、注意に値するであろう。⁽³⁾

(2) Gsovski and Grzybowski, *Government Law and Courts in the Soviet Union and Eastern Europe*, vol. 2, 1959, p. 1313.

(3) 農業サークルについては、第六章二で説明する。

三 所有権およびその他の物権

所有、永久利用、制限物権、占有の四章と九節から成るこの編は二二七条をふくみ、日本民法物権編より多い。この国および他の人民民主主義国では所有権以外に他の物権が規定されている。それらがソ連の民法（旧法典には物権の編があったが新法典は所有権となっている）とことなる理由について、ゲンキンは、「基本的には、モンゴール人民共和国を除き、これら諸国において、土地に対する私的所有権の存在することによって説明される」とする。⁽⁴⁾

一九四六年の物権法は、物、一般規定、所有権、制限物権についての一般規定、用益権、役権、抵当権、質権、地上権、登記、占有の一章とその他、三一七条から成り、きわめて詳細なもので、その章別から推知できるように、完全にブルジョア法的性格のものであった。それまでの各地域でことなる外国法源の規定を整理統一しただけのものである。所有権については単一な私的所有を規定するのみで、社会主義的所有権と個人的所有権、生産手段に対する

所有権と消費資材に対する所有権とを区別することがなかった。これはソビエトロシアの一九三二年法典にさえおよばないが、当時の政治的・社会的状況からすれば理解できる事柄である。一九五二年憲法は実質上の修正をこれにおよぼした。憲法は社会主義的所有として国家的（全人民的）所有と協同組合的所有を規定し、前者にはとくに優越的な保護を与えたほか、個人的所有権、私的所有権を規定し、それらの保護をみとめたのである。

第二編の内容としては、所有権の章がその約半数を占め、ここに旧法変革の主要部分が存する。総則、所有権の内容と行使、所有権の得喪、共有、所有権の保護の五節から成るが、これはロシア新法典の所有権編の各章にはば対応している。

一九五二年憲法の線にそつて各種形態の所有権を規定する総則は、もちろん革新である。そこには、「社会的所有をそれをおびやかす害から守ることは、各市民の義務である」として、この義務履行に当り損害をこうむった者への賠償を規定するのは、注意される（一二七条。なおソ連の「基礎」は第三章にこれを規定）。また、法典規定の解釈適用に当つて、「ポーランド人民共和国が勤労人民の個別個人的経済に示す配慮」を考慮せよとするのは（一三一条）、全耕地面積の八五％がなお個人農民に属しているこの国において、重要な意味をもつものである。⁽⁵⁾

所有権の内容規定は、これまた注意に値しよう。のちにみるチエコスロヴァキアほどではないにせよ、社会的共同生活の原理、権利の社会的・経済的使命ということが所有権概念に入ってきたのは（一四〇条）、もちろんローマ法の旧套をおう旧法典とは大きな躍進を示している。

第二章永久利用権は新しい制度である。一九六一年七月一四日の「市、住宅地区の土地利用に関する」法により創

設され、それとともに旧物権法の一部が削除された。同法は四〇条あまりで、これを整理して新法典に入れた。⁽⁶⁾

第三章制限物権、第四章占有は、旧法を継承整理している。制限物権の各節（総則、用益権、役権、質権）にそれが見える。地上権は廃止された。役権は地役権と人役権をふくむ。用益権も旧法からひきついでいるが、これは慣習的な権利で、ポーランドでは重要な意義をもつという。⁽⁷⁾ そのなかに、農業生産協同組合の行使する用益権の款が設けられ、国有地の右組合による無期限の用益権がみとめられるのは、このたびの新しい制度である。ただし、農業生産協同組合は、一九五二年憲法にその保護が規定されているが（二〇条）、この国ではあまり発展をみていない。

(4) Гражданское право стран народной демократии, 1958. с. 26 (人民民主主義諸国の民法、ゲンキンの総論、福島編訳・前掲四三頁)。

(5) Ян Васильковский, Вступительная статья, Гражданский кодекс Польской Народной Республики, с. 30 (ワシリコフスキ・ポーランド民法典解題三〇頁)。

(6) J. Wasilkowski, Zarys prawa rzeczowego, 1963, S. S. 152—159. (ワシリコフスキ・物権法概要、一九六三年、一五二—一五九頁)

(7) Ян Васильковский, Указ. соч. с. 41 (ワシリコフスキ・前掲解題四一頁)。

四 債務法

この分野では、旧法のたちおくれの程度は極端であった。ポーランド人民共和国成立前の一九三三年、三四年の債務法典、商法典が行なわれてきたのだから。

債務法規定の關係する分野は広い。新法典は日本民法のそれよりも数の多い五六九条をもつ。これは旧債務法典が一七章六四五条と詳細をきわめていたゆえでもあらう。⁽⁸⁾留意すべきは、この編に民法商法の關係事項を規定し、したがって三四年商法典は廃止されたわけであるに拘わらず、組合、有限責任組合および株式会社に関する規定はなおその効力を存続することとしたことである（民法典施行法六条）。これらの制度はポーランドにおいていまだちに廃止するのは合目的でないといわれる。株式会社形態は若干の国营企業ならびに銀行において、たとえその範圍は制限されているとはいえ、いまなお便宜とされる制度であり、組合、有限責任組合も同様で、非社会化（私営）部門で用いられている。⁽⁹⁾この点から、民法典は民事關係のすべてを規制するに至っていない。⁽¹⁰⁾

そのような除外範圍はなお他にもあり、為替小切手法はそうである。

この編は第一章から第一〇章までが債權總則的な規定と不当利得、不法行為の規定から成り、第十一章から第三十六章までが各種の型態の契約で、売買契約だけで六八条をふくむ。

總則的諸規定のうち、第一章總則、第三章契約的債務の總則および第四章社会化部門の經濟的諸組織間における契約締結の義務には、社会主義民法としての新鮮味が感じられる。第一章に「債務者は、債務の内容に適應し、かつその社会||經濟的な内容ならびに社会的共同生活の原理に照応するような方法で……債務を履行しなければならない」（三五四条I）、第二章に「社会化部門の經濟的諸組織は、契約の締結についてもまたその履行についても、國民經濟計画から生ずる義務、生産ならびに流通の經濟性および國民經濟のありうべき損失からの保護を考慮におきつつ、相互に協力し合わねばならない」（三八六条）との規定がある。国营企業間の契約の問題で、いわゆる第四章は經濟

契約の締約義務を具体化し、したがって契約前紛争についても規定される⁽¹¹⁾。

各種の契約類型においては、納入、予約買付、建設作業契約の三は、社会主義的経済契約のカテゴリーに属するもので、法典の新内容をなす。納入契約については、早く一九五〇年に「社会主義経済における計画契約に関する」法律が出され、それは一九五六年「社会化経済の諸企業間の納入契約に関する」法律によっておきかえられた。建設契約については、一九五二年経済委員会議長処分「投資計画中にふくまれる建設—組立作業遂行に関する契約の基礎と手続について」、一九五七年「国家的諸組織によってなされる納入、作業ならびに作業に関する」法律⁽¹²⁾がある。社会主義のもとで新たに形成されるこれら重要な財産的民法的關係は、資本主義の旧法制では処理できないので、早急に単行法令を制定し、適当な規制をする必要が生ずる。

新法典は、これらを社会主義民法の体系中にとり入れている。しかし、ポーランドの法学者のなかには、納入契約は売買契約の一変種にすぎないと主張する者もあつた⁽¹³⁾が、その説は排斥され、独立の契約タイプとなつている。これは社会主義国には一般の事柄である。

不法行為においては、「落度」(故意過失)の原則は旧法から不変に継承された。注意すべきは、国家机关公務員の公務執行にかかる不法行為責任の規定である(四一七条—四二一条)。ポーランドの法はいわゆる権力行為と行政行為とを区別しない⁽¹⁴⁾。したがって、市民が救済をうける範囲は、ソ連の新法典におけるよりもはるかに広いものと考えられる。

旧債務法典ではこれについての規定がなかった。従前の裁判慣行では西部ポーランド(旧独法地域)のみ公務員の

不法行為に関し国家責任をみとめ、南部ポーランドではそれがごく限局されており、中部ポーランドでは国家責任は全くみとめなかった。新政権は西部および南部の制度を廃止し、完全に無責任化した。それが一九五六年六月のボズナニ暴動となつて、国家権力の濫用が民衆の反撥を招いたことが明らかになるや、同年一月の法律で国家賠償責任をみとめることとした。⁽¹⁵⁾新法典はこの法律の規定をとり入れたものである。

(8) 旧債務法典は一債務の源泉、本質と種類、二債務の発生、三債務関係にともなう権利と義務総則、四債務の消滅、五債権者の法的権限の禁止事項、六売買、七贈与、八使用貸貸借と用益貸貸借、九使用貸借、一〇消費貸借、一一サービスに関する契約(雇傭、請負、委任、寄託など)、一二組合、一三小作、一四懸賞賭事、一五仲介、一六和解、一七債務の引受と終則から成つた。

(9) Васильковский, Указ. соч. с. 18 (ワシリコフスキー同上二八頁)。

(10) 同上二八一—一九頁。

(11) 契約前紛争または前契約的紛議。福島編訳・前掲八三頁以下参照。なお詳細は、藤田勇・社会主義的所有と契約一八九頁以下参照。

(12) Гражданское право стран народной демократии, с. с. 383, 386 (人民民主主義国の民法三八三、三八六頁)。

(13) S. Buczkowski, Ułowa dostawy w polskim systemie prawnym, 《Państwo i prawo》, 1957. N 7-8 (ワチコフスキー・ポーランドの法体系における納入契約、国家と法、一九五七年七—八号)。

(14) ワシリコフスキー・前掲四七頁以下。

(15) Gsovski and Grzybowski op. cit., p. 1341.

五 相続

相続規定も日本民法以上に詳細で、またなかにいくつかの特色をみ出す。ワシリコフスキーによつてそれをあげよう。⁽¹⁶⁾

一つは、法定相続人が被相続人と契約して相続放棄ができること（一〇四八条—一〇五〇条）。これはポーランドの地方慣習として古来行なわれたものだそうで、生前分割を容易にし相続手続を省く。主として農村のことである。またポーランドでは遺言が普及せず、法相続が一般である。

いま一つは法定相続人の範囲が広いことおよび遺言による相続財産の処分の自由がひろく定められ何らの制限も附せられないことである。もちろん遺留分の規定は存在する。

第三に、法定相続と遺言処分によるとを問わず、相続財産が農業経営であるときには、きびしい制限がおかれる。

この最後についていえば、農民経済の相続人たる資格は農業従事者とか農業生産協同組合員とかに限定され、その以外は未成年のばあいなどのみであり（一〇五九条）、もし相続人たるべき者のだれもこの資格をみたさないときは、国庫が法定相続人となる（一〇六〇条）。

これは職業として農業を営むかもしくはこの技能と農業経営意志をあわせもつ者が農業経営相続の適格者とする基本政策からきている。遺言処分についても、右の適格者にのみに対してしかできない（一〇六五条）。

旧法は、一九四六年の相続法および財産管理法であつた。後者には、社会経済的な利益が侵害されるばあい不動産をふくむ財産を相続人間に分配することを禁止する規定がおかれ、これは不動産が一個人に集中することを禁止する

農業政策上の趣旨というが、同時に過度の細分を防止するものであろう。そのことは、ヴァシリコフスキーが農業經濟の分割制限についてのべているところである。⁽¹⁸⁾

(16) ヴァシリコフスキー・前掲五五頁以下。

(17) Gosvski and Grzybowski, op. cit., p. 1343. ポーランドの一九四四年九月の土地改革法では、土地保有面積の限度は五〇ヘクタールであった。

(18) 福島編訳・前掲一五〇頁。

第五章 チェコスロヴァキア民法典

チェコスロヴァキア民法典はまことに特異かつ急進的である。これは、ブルジョア法典から形式内容とはなれたものとなろうとする気魄からきている。このことは、第二章でみた立法経過からもうかがわれるであろう。すなわち一九五〇年民法典は、四八年憲法に照応してすでに社会主義的民法であった。六〇年憲法が、この国を社会主義建設が完成し共産主義への道にあるものとして規定するとき、旧法典に残った編別体系その他の古いものを一掃し、新社会にふさわしい方式に改造することが、この憲法にそう新民法典のとるべき基調でなければならない。こういう根本態度でこの法典は編さんされたもののようである。

以下、五〇年法典と対比させつつ検討を行なう。

一 編別構成（体系）

新法典は旧法典になかった前文をもち、民法的諸関係の原理として八つの条項を前置する。

編別は、第一編総則、第二編社会主義的社会的所有と個人的所有、第三編アパートその他の住宅ならびに地片の個人的利用、第四編サービス、第五編他の法律行為から生ずる権利と義務、第六編損害責任および不法財産利得に対する責任、第七編相続、第八編最終規定の八編。これら編名を一見して、旧来のパンデクテン体系から遠くはなれたことに印象づけられよう。全文五一〇条で、ポーランド新法典の半分にもみたくない。この独自の構成は、また、チェコスロバキアで経済法典が民法典のほかに制定されたこととも密接な関連をもつ。この点の問題については前二章にふれたが、この国では早くも五〇年法典制定のさい、経済法の独立発展が予見されていた。ただし当時は、国民経済の社会主義的展開はなお未熟でどのようにそれらの法的規制が包括的に体系化されるかについては結論をみなかったが、経済発展の国家計画遂行過程で生ずる債権が他の民法的諸関係とくに各人の個人的消費から生ずるものと質的にことなることはすでにはっきり認識されていた。⁽¹⁾一九五八年社会主義的諸組織間の経済的諸関係に関する法律が制定され、他の関係諸法令との調整もあつて、一九六四年経済法典の成立をみるに至つたのである。⁽²⁾したがって、民法典は経済法典に規定された法規範を除外して構成されることに、注意しなければならない。たとえば、社会主義的所
有は民法典ではなく、経済法典に規定される。

このことは、民法の編別構成その他にも相当の技術的困難をもたらしたことと思われる。

(1) Zdeněk Kratochvíl, New Czechoslovak Civil Legislation, Bulletin of Czechoslovak Law, 1964 1-2, p. 10 (福島編訳・

前掲一二六頁)。

(2) チェコスロヴァキア経済法典の成立は、抽象的理論的というよりも具体的経験的な立法過程をたどったようである。一九五〇年から六四年までの間に経済立法は複雑な発展の途をへたのであった。五〇年民法典は一八六三年の商法典を廃止したのであるが、社会主義的諸組織間の経済的諸関係についてはいちおうの規定をしたものの、それらすべてを包括することはできなかった。この法典施行前、一九五〇年「経済計画および調停に関する」法律が公布され、これがのちの経済立法の起点となる。そして一九五八年、「社会主義的諸組織間の経済的諸関係に関する」法律の制定をみ、これが経済契約的諸関係のほとんど全部を網羅していた。その後、チェコスロヴァキアにおいては、経済成長率の停頓にともない経済の計画的管理の方式改善が問題となった。すなわち従来の過度に中央集権的な方式から、商品⇄貨幣関係の作用効果を重視し市場機構の経済手段を利用する方法、それによって生産過程の集約化を高める方式に移ってゆくものである。この新方式がそれに相応した法的規制を要求し、六四年経済法典の成立をみるに至ったのである。

Stanislav Stuna, *The Development of Economic Legislation in the Czechoslovak Socialist Republic and the Subject of the Economic Code*, Bulletin of Czechoslovak Law, 1965 1-2. p. 3-6.

二 前文と「民法的諸関係の原理」

前文はまず六〇年憲法が社会と個人の人格の全面的発展という目標を掲げること根拠をおき、経済法領域の独自性を示しつつ、民法典の目標を次のように規定する。「社会主義およびその他の社会的諸関係の強化およびひとびとの意識における古い残渣の克服を目標とし、それによって社会主義的諸関係を共産主義的諸関係に転化させる前提条件を作り出すことを助けること」。このようにして、共産主義建設の目標が民法のなかに示されている。この点では、ソ連の民法典と軌を一にするといえよう。しかし、民法の使命として人間意識の改造をあげた点は、卓抜なものとせ

ねばならぬ。民法典の課題は何か。「物質的な需要の領域で生ずる市民ならびに組織の権利と義務を確認すること、社会の利益と調和して行使されるならばそれらの権利を保護すること、および民法的諸関係における社会主義的適法性のたゆみなき順守に助力を与えること」である。

この前文につづいて、「民法的諸関係の原理」八条項がおかれている。それらは、民法典諸規定の適用解釈の基準たる通則の性質をもつ。旧法典では前置規定三条のうち、「何人も社会の損失において民事的権利を濫用してはならない」(三条)のみ、実質的であった。注目すべき新规定をあげよう。「市民の物質的ならびに文化的需要の満足は、何よりもまずその量と質ならびにその社会的重要性にもとづいてなされ、その勤労に対する報酬によって保障される。それはまた、社会の可能とする範囲においては、市民の需要の社会的重要性を考量する無料配分によって保障される」(二条項)。ユニークな規定である。個人の消費的需要は、現社会において、基本的には勤労報酬により、また部分的には無償供給制により満足される。共産主義段階では後者に移行せねばならない。「何人も、社会の利益もしくはその同朋市民の利益に反してその権利を濫用してはならず、また社会もしくはその同朋市民の損害において利得してはならない」とする第七条項は、旧法典から継承されるが、とくに重要視されている。さらに第六条項には、権利行使の準則として「社会主義的行為の規則」があげられる。これも民法の普遍的原理の一つである。

三 総則

この編は、一般の民法総則だけではない。債権法総則に当るものをもふくめ、九章一二九条もあるのは、それゆえである。

第一章民法的諸關係とその保護は六条。いずれも特徴的な規定である。とくに民法的權利義務の侵害につき、これを除去しかつ諸規則の順守を回復するための国民委員会裁判所等の配慮義務を定めているのは、注目に値する。すなわち、「国家的機関、とくに国民委員会、裁判所……その他の諸機関は、民法的諸關係がおびやかされ、侵害されることのないように、また、当事者間に争が発生したときは、それが第一に話し合いで解決されるように、配慮しなければならない」(三条)。国民委員会という憲法で定められた国家地方行政機関が民法上の權利の保護に当る権限をもち義務をおう。それは權利の侵害または妨害に対して仮(一時的)保護を与える⁽³⁾。しかし、それによって司法的保護を求める当事者の權利は何ら影響をこうむることはない⁽⁴⁾。旧法典はもとより他の社会主義国法にも類をみない斬新さだ。

第二章民法的諸關係の当事者。個人と社会的諸組織との両節に分れ、この二種が民法關係の主体となる。個人の節に、個人人格の保護に関する規定がおかれ、注目に値する。六〇年憲法における「人間による人間の擄取が撤廃された勤労人民の社会においては、その構成員の發展と利益は、社会全体の發展と利益に一致する。国民の權利、自由および義務は、かくて、個人の人格の自由にして完全な發現に代え、かつ同時に社会主義社会の強化と發展に代えるものである。これらの權利、自由および義務は、社会が發展するにつれて、拡大し、深化される」(一九条I)の規定の一具現であろう。ソ連の「基礎」と比べると、その「名譽と尊嚴の保護」の規定のほか、著作權の部分の規定にもわたる。すなわち、「個人はその人格とくに生命、健康、民事的名譽および個人的性格をもつその氏名ならびに表現の保護についての權利をもつ」にはじまり、氏名權、肖像權をもふくめて、それらの保護を定めている。

第三章代理は、委任代理のほか、無能力者、不在者のばあいなどの法定代理をも包括している点に、特徴がある。

第四章法律行為は、行為の一般通則のほか契約の締結、その方式なども定めている。

第五章權利と義務の保証では、債権担保の各種形態につき規定し、保証、質金その他の収入からの控除の合意、不動産譲渡の制限、担保から成る。

第六章權利と義務の変更では、請求権の譲渡、債務の引受が規定される。

第七章權利と義務の消滅では、その消滅原因としての債務の弁済、履行不能、債権者または債務者の死亡、相殺などが規定される。

以上の四章は、旧法典債権編のはじめの五章の規定を整理継承している。

このほか消滅時効と若干の用語の意義について二章がおかれる。

- (3) 国民委員会は一九六〇年憲法第七章（八六条—九六条）に規定される。それは、チェコスロヴァキアの地方（州）、地区、町村におかれ、その職務のなかに「社会主義的所有、勤労人民のすべての成果の保護、および社会における社会主義的秩序の維持を確保し、社会主義的行為の諸規則を高揚すること……勤労人民および社会主義的諸組織の権利の擁護と実現、正当な利益の主張」がある。

- (4) Zdeněk Kratochvíl, op. cit., p. 8（福島編訳・前掲一二四頁）。

四 社会主義的社会的所所有と個人社所有

この編は、民法典經濟法典の並立している新法典の構成から、旧法典物権編と比べて、その原理を継承しつつその形態に大きな変革をみることとなった。また、旧法典との対照は、經濟法典を合せてする必要がある。

まず、編名が旧法典の物権から改められていること。旧物権編は、所有権、建築権と地上権、物的負担、質権と留置権の四章から成った。これは伝統的なもので、ロシア二二年法典とも類似していたが、これを土地国有の未実現のもとで所有権一本としたのは、注目されねばならない。

編の構成は、社会主義的社会的所有と市民の需要の満足、個人的所有、共同的個人的所有の三章から成る。これに経済法典の第一編第三章社会主義的社会的所有、第三編第二章協同組合的社会主义的所有を加えて、旧法典とも、またロシア共和国新法典とも、対比できることとなる。

内容に入ろう。第一章はきわめて特徴的なものとせねばならぬ。「市民の個人的需要にあてられた物は、社会主義的社会的所有から市民の個人的所有に移され、もしくはその個人的利用に供与されなければならない」(一二三条)。他に例をみ出さない規定である。そして、市民の共同利用に供与すべき物件があげられている(一二四条)。

第二章は個人的所有の源泉と目的、個人的所有の対象、個人的所有の範囲ならびに保護、個人的所有取引の模式に支分されている。「不正な源泉から取得した財産は、個人的所有の保護を享受しない」との規定(一二五条Ⅱ)は、興味ふかい。これは、個人的所有として法の保護をうけるための要件であって、その「正しいもの」とは「主として社会の利益のための労働に由来する」ということを意味する。そしてこの規定は単に宣言的なものでなく、実際上の意義を有する。のちにみる不当利得の規定の適用をうけることがあるからである。これにつき、草案起草のさいに異論も出たが、ブルジョア社会では個人財産の源泉についての調査は許されないのであろうけれども、社会主義社会では憲法が不可侵とする個人的所有は正しい源泉から出たものにかぎるとすべきである、との説が勝利を占め、この規定

がおかれることとなつた。⁽⁵⁾

個人的所有についての所有権内容規定（一三〇条）は非常に新味をもっている。ポーランド新法典もある程度そうであったが、ここでは、ローマ法の占有、利用、処分という抽象的概念規定（ソ連の「基礎」一九条は依然としてこれを固守している）からほぼ解放されて、もっと具体的に、もっと社会的に、構成されていることが、大きな興味をひきつけるのである。

第三章共同的個人的所有。これは持分ある共同所有と夫婦の共同所有とに支分される。前者はふつうの共有である。

後者は、その性質上夫婦財産制であつて（四三条—五一条）、これは形式内容ともに新法典における重要な革新点をなすものとせねばならぬ。一九四九年一月の家族法典⁽⁵⁾は、夫婦間の財産共同制を規定した。一九六三年一月の新家族法典および六四年新民法典の制定によって、夫婦財産制は家族法典から民法典に移されたので、これはソ連やポーランドとは方式をことにしている。次に、その実質では、次のような変化をみた。「共同制は廃止され、新しい夫婦の合同共有の制度によって置きかえられた。なぜなら旧制はいささか不明確な制度であつて、その實際適用に當つていくたの困難をひき起したからである。それが継続している間、それが共有制であるのか、それとも他の種類の共有であるのか、不明確であつた」。ふつうの共有ではないとの説が通説だったが、その法的効果についてはやはり問題があつた。この合同所有すなわち合有という新法典の規定は、従来の疑問点を処理解決している。⁽⁶⁾合有關係終止のときの夫婦の持分は均等とされる（一五〇条）。この合有關係は、ふつう離婚により終止するほか、裁判所が社会

主義的行為の諸規則に違反すると認定するとき申立により終止するとの規定は（一四八条）、旧法を継承した点もあるが、やはり特徴的である。

社会主義的所有については、上述のとおりすべて経済法典にまわされている。参考ながら、この法典で「すべての勤労者は、社会主義的所有の管理に積極的に参加する。社会主義的財産の保護ならびにその完全かつ経済的な利用へのもっとも広範な参加に労働者は関心をもつ」（九条）とするのは、興味ふかい規定である。また経済法典では、社会主義的社会的所有権の内容を、民法典で上述のように個人的所有権につきなしているのとはことなり、規定していない。これは、説明によると、占有利用処分といったローマ法的所有権限は社会主義的所有の内容を包括しえないからである。とくにそれは国家的所有のばあい明らかに明らかで、そうしたものは無意味というべく、決定的要因は国家的所有を行使する諸組織の権利義務にあり、それが経済法典の総則に規定されている以上、所有権のところで規定する必要をみない、⁽⁷⁾という。注目に値する立法上の見解とせねばならぬ。

(5) Zdeněk kratochvíl op. cit., p. 9 (福島編訳・前掲一二五頁)。

(6) Gsovski and Grzybowski, op. cit., p. 1271-1272 によれば、新国家成立前には、離婚制度のほか夫婦財産制度についても、各地ことなる法制が行なわれていた。チェコでは民法典にある夫婦別産制が適用されたが、スロヴァキアおよびカルパチア地方のルテニアでは夫婦共同所有の慣習法が行なわれた。第一次大戦後、チェコスロヴァキア共和国は法の統一にため、一九一九年に婚姻儀式、離婚、婚姻障害に関する法律が制定されたが、家族法として部分的であるのみならず、各地の適用は統一的でなかった。新国家が成立し、一九四八年憲法が公布されたのち、新しい原理による一九五〇年の家族法が

制定されたのである。

旧法は、婚姻継続中配偶者の一人が取得した財産は、相続または贈与によるものおよびその一人の専用もしくは職業用のものをのぞき、配偶者の法定共同所有とし、その共同所有は重大な原因のあるときその一人の請求により終了させることができるとした（二二条、二五条）。

(7) Karel Čapek, *Legal Regulations Governing Social Public Ownership in the Economic Code*, *Bulletin of Czechoslovak Law*, 1965 1-2, p. 12-13. なお、チャペックは、経済学者オタ・シクの論（O. Sic, *Economics, Interests, Politics*, Prag, 1962）を引用して、所有の法的表現は、ある程度において擬制的なものである、つまり、現実にはたえざる運動過程にあるものを固定的な形式においてとらえるからである、としている。

五 アパートその他の住宅ならびに地片の個人的利用

新法典の第三編は、他の社会主義国民法典には類をみない。もちろんここに掲げる法的諸関係が最近の社会主義国民事関係では最重要問題の一つをなしており、民法典で多大の数の規定をここにおくのが例ではあるが（ソ連では、債務法のなかで、住居賃貸借の章に当る。新法典で四六カ条）、これを独立の編とするのは、この国だけである。規定も約一〇〇条におよび四章に分れる。

このアパートとは、ソ連でいうクヴァルティラをいい、ビルディングの階の一部（あるいは全部）で一族の住むようになっている住居である。現今都市生活者の圧倒的大部分はその居住の根拠をこれによっている。クラトフヴィルの説明では、「新民法典のもとにおいては、アパートの個人使用権は単に二個の主体間の契約関係としてのみ理解

すべきものではなく、賃貸借よりもっと広い範囲の關係として理解すべきものである。それはただ単に賃貸借に替つただけでなく、さらにアパートに対する物權にも替つた。それは消費部門における重要な民事的權利として創設されたもので、この權利はその性質上個人的所有にきわめて近い⁽⁸⁾。その權利に時間的制限がないというのも、その特色の一つである。かようにして、アパートの個人的利用權は新法典の採用した全く新しい概念として、これをもとに獨立の編が構成されたものと考えられる。

第一章アパートの個人的利用。この權利の根源を示すものとして、左の規定がある。「住宅財産を管理する社会的組織は個人の住居需要を満足させおよび住居水準を恒常的に向上させるための諸条件を作り出す義務をおわなければならない」(一五二条)。本章には、アパート利用の權利の範圍、アパートおよびサービスの賃貸、アパートの共同利用、夫婦によるアパートの共同利用、利用者の死亡、アパート利用の權利の消滅、アパートの交換の支分がある。

第二章他の住居の個人的利用。これは上記のアパート以外の居室についてである。ここでは第一章の規定の數多のものが準用される(一九四条)。

第三章住居用でない室の個人的利用。ガレージとか倉庫とかスタディオとかの個人的利用についてであつて、これも第一章の規定の數多のものが準用される(一九七条)。

第四章地片の個人的利用。これは市民が土地利用權を設定してその上に個人所有住宅、別荘あるいはガレージ等建設するものである。このばあい賃料は原則として支払うものとする(一九八条Ⅱ)。そして、この土地は社会主義的社会的所有に屬し、地域發展計画等により建物建設用にあてられたものである(一九九条)。利用者はその權利の

不法侵害に対し保護を求めることができる（二〇三条）。さらに本章は、土地個人的利用権の設定、利用権の消滅、土地の共同利用、夫婦による土地共同利用、建物ある土地の利用、不法建築に支分されている。

（8） Zdeněk Kratochvíl, op. cit., p. 12（福島編訳・前掲一二八頁）。

六 サービス

第四編サービスは、この新民法典中もつとも光彩を放つ部分の一つといえよう。一章一六二条すなわち全法典条文数の三分の一弱を占める。旧法典では債権編に属していた。起草者の一人であるクラトフヴィルが、「新法典はローマ法の伝統的な構成を放棄した」と言明したのは、とくにこの編にかかわると思われる。彼は、「民法典にあらわれた全く新しい概念は、市民と社会主義的企業との間に、市民の需要の満足を目的として、生ずる債権関係であり、法律がサービスとよぶところのもの」であると説明する。また、それは、一九五〇年法典当時にはまだ形成しはじめたばかりであったが、ようやく近頃になって、現在の形に発展し、新法典によってこれを類別し規制することができるようになったとのべられる。

これはソ連でもまだみられぬ斬新な法概念であり、そこでは債権法のなかにふくめられている。しかるにチェコスロヴァキアでは、敢然としてこの新概念を採用した。法典起草に際し、伝統的な法の体系と概念を放棄することについては、相当はげしい抵抗があつたらしい。⁽⁹⁾ 注目すべき革新といわねばならない。

サービスというからには、社会主義的諸組織が市民に対してその需要に応ずべき責務を定めるものでなければならぬ。第一章サービス総則に「社会主義的諸組織は、物質的サービスその他の履行をなすことによって、市民の物質

的文化的需要を満足させなければならない」(二二二条I)とあるのは、この趣旨を表現する。これは社会主義民法理念の一つである。共産主義に入れば、サービスは人の需要に応じて社会から与えられるべきであるが、社会主義段階では、それは原則として代価の支払による(二二五条I)のは、やむをえない。

旧法典と構成を対比しよう。その債権編は、上述した債権総則的な五章につづいて不法行為、不当利得の各章があり、そのあと売買および交換、贈与、賃貸借、借款消費貸借、寄託、委任、事務管理、請負、委託運送、運送、仲介、組合、小作、賭事博戯、懸賞広告の諸章があった。もっとも伝統的な契約諸類型である。新法典では、このうち社会的諸組織と市民間の諸問題に関するものを本編に再構成し、それ以外市民相互の間のものとして残るものは第五編に再構成した。納入契約その他の経済契約の諸類型は旧法典には存しなかったが、新民法典にもふくまれていない。それらは経済法典第七ないし一一編に詳細に規定されるのである。この点で、ソ連、ポーランドともことなる。

さて、この編は一章に分れる。第一章は総則で、前掲の規定のほか、代価、サービス不履行責任、損害賠償等に支分される。これらは結局市民に対する社会主義的諸組織の責務の具体化であって、サービスの品質、数量および時間につき瑕疵の責任をおうことである。なかんずく品質の保証にはとくに重点がおかれている。

すなわち、サービスの履行において瑕疵が生じたときは、市民は無料で瑕疵の除去もしくはサービスの補完を求めることができ、もしそれが不可能なら契約の解除または新履行の請求ができる。しかもこれら補完はタイムリーかつ適当になされなければならない。店舗販売においては、保証期間は普通の商品につき六ヵ月とし、耐久消費材などはそれ以上の期間が定められるものとする(二四八条)。その他各種サービスについて、瑕疵規定は詳細である。⁽¹⁰⁾

第二章以下、店舗販売、物の賃貸、物品の注文製作、物の修理と改造、あっせんサービス、住居あっせんサービス、運送サービスと各種のサービスを規定する。運送は旅客運送と貨物運送とがある。第一章は保険で、これには財産保険、人の保険、損害賠償保険がある。第一〇章は金銭業務サービスで、これに金銭寄託（預金）と金銭貸付とがある。前者は一般預金と当座預金とに分れる。

特徴のあるのは、第九章の弁護士協会による法律的援助である。「弁護士協会との間に締結される法律的援助に関する契約は、彼の権利とその正当な利益を防衛するために法律的援助を協会のメンバー中より彼の選択する弁護士から受ける、個人の権利を確立する。もし法律により一人の弁護士が個人のために選任されるときは、法律的援助を受ける権利は右の選任により確立される」（三二一条I）。この契約類型も前代未聞であろう。

(9) 新法典起草のさいの討論で、反対者は、民法典は契約という伝統的な体系（請負契約、委任契約、消費貸借、賃貸借等）を放棄してはならないといった。しかし、討論の結果、伝統的な契約の諸規定は、最良のもので現代の実生活を真に反映するものとはならず、新民法典はローマ法よりもむしろ實際生活の必要に適合するサービスという新概念を採用する方がよい、という結論に達した。Kratovich, op. cit., p. 13 et seq. (福島編訳・前掲一三〇頁以下)。

(10) 同上二三頁以下。

七 他の法律から生ずる権利と義務

この編は、民事援助という特有の章と、その他の契約の章から成る。後者は、売買、交換、贈与、他人の事務の管理といった市民間の契約に関する。また、公開競争という、団体がある作業もしくは履行について賞金等の条件

を附して競争を組織することについての章もある。

第一章の民事援助は、社会主義的道德が経済的考慮に優先するとされる、特異な法制度である。すなわち、民事援助とは「市民が他の市民のためその依頼にもとづき仕事をなし、貸与もしくはその他の方法により援助することであるが、その援助の供与は「社会主義的共同生活の諸原則と合致したものでなければならぬ」(三八四条)。これは新しい契約の類型とされている。

その他の契約の章については、前節にのべた点を参照されたい。この種のものは現在すでに、かつ将来いっそうその比重を減ずるものと考えられているようである。

七 損害責任と不法財産利得責任

日本民法でいえば、大体不法行為および不当利得に当るものが第六編を構成する。

不法行為についてはすでに旧法典規定も相当の特色をもっていたが、新法典はさらに二つの点で革新をしている。⁽¹⁾

一つは損害の危険予防につきとくに配慮を加えていることである。すなわち「損害の危険予防と不法財産利得」の総則的な第一章において、各人が他人の健康または財産に危害をおよぼさないよう注意して行動し、また重大な損害の危険を関係当局に通報する義務等を課している。第二に、免責事由について個人と組織とに差異をみとめることである。個人のばあいには、過失のなかったことを証明すれば足りるが、組織のばあいには、それが期待しうる全努力をつくしたとしても損害を防止しえなかったことを立証せねばならぬ(四二〇条、四二一条)。また、新法典は交通用具によって生じた損害について、特別規定を設けている(四二七条—四三一条)。

不当利得においては、「合法的な理由なき手段もしくは無効な法律行為の手段により、または誠実ならざる源泉から取得した利得は、不当利得とする」と規定する（四五二条）。この後段は、四の個人的所有でのべた個人的所有の源泉の問題と関連する。不当利得は返還しなければならず、それが容易になしえないときは、金銭で賠償すべきである（四五八条）。

（11）旧法典不法行為の章（三三七条—三五八条）は、ひきおこされた損害の責任（一故意過失、二無過失、三正当防衛、四緊急行為、五第三者による、六物による、七高度危険と結びつけられた行為による、八経済取引の不正競争にさらに細分）、損害の脅威からの防衛、損害賠償の内容と範囲に支分されていた。ここには相当の革新があり、ブルジョア、社会主義のどの国の法にも直接ならつてはいない独特のものとされる。比較法的に詳細な記述として、Gsovski and Grzybowski, *Government Law and Courts in the Soviet Union and Eastern Europe*, vol. 2, 1959, p. p. 1265-1268 を参照。

八 相続

第七編が相続であるが、規定は三〇条にもみたくない簡単なものである。しかし、相続の取得、法定相続、遺言相続、検認の附与と相続人間の取り極め、合法的相続人の保護の五章に分れる。第一章には相続の放棄、相続欠格、債務の責任が、支分としてある。

旧法典は相続、法定相続、遺言相続および相続の保証と相続人の保護など四章五三条。規定の簡略化の理由は、ポーランドと対比すれば農民経済の特例のないこともあるが、消費資材を対象とする個人的所有の相続は、その原則を確立しておけば細密な規定の必要はないとの立法的判断にもとづくのであろう。

第三編 総括と若干の考察

第六章 新民法典の形成と特色および問題点

一 新民法典の形成

一九六四年の民法典といえ、資本主義国をもふくめ世界を通じて、最新の民法典に属するであろう。ここには社会主義国の今日における社会―経済的現実が、そしてそれにとまなう法的諸問題が、種々の意味で反映されている。なぜ新民法典があらわれたか。まず第一に一般的な問題として、社会主義社会の発展は急速であり、生産手段の所有制や社会の階級構造がすみやかに変化してゆき、上部構造たる法がこれに適應する変化を要求されることをあげなければならぬ。これが新民法典形成の根本的理由である。しかし、具体的にみれば、前にのべたように、民法典の状況は各社会主義国において同一ではない。そもそもの国でも新民法典が生れたわけではない。三つの国では偶然この同じ年に民法典の制定公布があつたが、東ドイツのように現在その起草中のものもあれば、中国のように、その制定問題は現在ほとんど政策の視野外にあるものもある。また右の三国についても、新法典創造の動因と成果はそれぞれとなる。法典化は社会主義法発展の一形態にすぎない。それについては個々のばあいにおけるその必然性とその具體的歴史的性質とをあわせ考えるべきである。

第二に、社会主義民法は、商品―貨幣關係に媒介された社会主義社会の財産的諸關係を規制する法である以上、とくにその社会における生産ならびに流通諸關係の現実のあり方に適合したものでなければならぬ。たとえばロシア共和国の六四年民法典を一九二二年当時に起草することはむろん不可能であつたろうし、またかりに神があらわれてこれを起草したとしても、その制定施行は無意味以外の何ものでもなからう。ネップ初期の多ウクラード社会には二二年民法典のようなものでなければ適合することができず、同法典はこの段階におけるまさに社会主義的民法典であつたのである。⁽¹⁾

そこで、各社会主義国の社会―經濟的發展段階も当然問題となる。社会主義を資本主義から共產主義への經過的な時期とみるならば、それをさらに(一)資本主義から社会主義の完全な建設まで(多ウクラード時代)、(二)社会主義建設から共產主義の完全な建設までと、二つに区分できる。世界十数の社会主義国は、その成立時期も区々で、右のどの段階に入っているか、みなければならぬ。ソ連のように建国以来すでに半世紀をすぎいま社会主義は完全かつ最終的に勝利し共產主義の全面的な建設中と称している国もあれば、一九五九年半植民地国の境涯から脱して民族の独立を達成し、六一年社会主義革命たることを宣言したキューバのごとき国もある。東欧でいえば、ソ連につづいて社会主義建設は終つたと号するチェコスロバキア、社会主義の完全な勝利へまい進する東ドイツその他の諸国など、まことに社会主義国といつてもさまたである。⁽²⁾ それぞれの国で社会經濟の發展度合に、生産手段の社会化の程度に、差のあることは、法の上に当然反映されなければならない。それとともに、各国で自己の主張する發展段階が客觀的にみてそのとおりかどうかは、検討を要する。そこでの問題は少くない。しかし、こうした主觀性も、それ

なりに立法面に反映する可能性をもつことは、注意すべきである。

ところで、新民法典の形成あるいは非形成の過程において社会主義諸国間に差のあることは、旧法の継承不継承など社会主義における法創造のあり方の根本問題にふれるが、このことをいま一般的に論述する余裕はない。ただ、東ドイツ—資本主義体制下に法技術の高度の発展をみ、現在も一八九六年の民法典(BGB)を用いているこの国—において、新民法典(それはBGBではなく Zivil Gesetzbuch と称するらしい)の起草が計画されつつ実現が非常におくれているのは、注目されてよい。それは、マルティン・ポッシュがすでに指摘している⁽³⁾。彼は資本主義旧法の利用を必然悪として肯定すると同時に、資本主義ドイツに固有な体系化原理の影響がすべての法思考、法の形式と適用に、にじみ出る矛盾をみとめざるをえない。しかも法適用の対象は変ってきてその結果法の実質内容も変化するので、この内容に適合した新しい法を創造せねばならないが、そのとき古いものから脱して、新しい、労働者農民の利益を忠実に反映する社会主義法の体系化原理(Systematisierungsprinzipien)をうちたてねばならぬ。それは個別的でなく有機的な体系でなければならず、ここに科学的、計画的な創造過程がある。こう彼は考える。何世紀もの間きづき上げたドイツ法学というところに、この苦悩の源泉があるのではないか。結局においてポッシュの訴えるところは、この伝統的法治国家における新法典未成立への不満である。

さて、民法典を制定した三国についていうと、ソ連とチェコスロヴァキアとは二度目であって、旧法典との対比もできたが、ポーランドではこれが最初だった。ソ連のばあいには新法典の来ることあまりにもおそかった感じが強い。たびたび企画されつつ諸事情がこれを阻害したのであるが、問われるべきは法の内部における遅滞原因である。⁽⁴⁾

憲法と特別法、そして司法、仲裁の実践により、実質的には社会主義民法は発展前進しつつ、しかも法典化が容易にできなかったのはなぜであるか。模索進行の期間は三〇年に近い。最後に、一九五六年の歴史的党大会があつて、スターリン批判にともなう法制化の要求が諸法典そしてそのなかに新民法典の編さんをおし進めることとなった。

他の二国はこれとかなり事情がちがつている。チェコスロヴァキアのばあい、二度目といつても初度の社会主義的民法から一〇年ほどで新法典の編さんに着手した。これは新憲法の制定に刺戟されるところが大きい。社会主義の発展がソ連につき第二位だという党政府指導者の自負自信がこの立法活動を刺戟している。しかし、それとともに民族の独立統一がこの国およびとくにポーランドの法典化には作用しているのではなからうか。これら諸国ではかつては国土を列強に分割され、独立を失った人民は支配国の法の規制をうけた。自分の法、統一の法をもちたいということはかくて民族の悲願であり、それはブルジョア共和国時代に企図されつつ果されないうで、社会主義政権の成立に至つてついに実現されたのである。

- (1) 大木雅夫・ソ連におけるブルジョア法の継受(立教法学九号所収)に詳しく紹介されているように、一九二二年法典の起草に当つて多くのブルジョア法規定が参酌撰取されたことは事実であつて、むしろソビエトロシアの立法当局が意識的にこれをなしたのである。しかし、亡命学者がもつぱら、欧米比較法学者にはままあるごとく、この法典が右のゆえをもつて社会主義国法典として特質づけられないなどと判断するのは、その非科学性、論評にたえない愚説としなければならぬ。

- (2) Д. М. Генкин (под. ред.), Гражданское право стран народной демократии, с. 7. (福島編訳・最近の社会主義国民法二〇頁以下)。

(3) Martin Posch, Zum Widerspruch zwischen Form und Inhalt des Rechts, Staat und Recht, 6 Jhg, Heft 6, 1957.

福島・社会主義法の現在の諸問題(上)、思想一九五七年二月号。

(4) 福島・戦後におけるソ同盟法典の編纂、法社会学2を参照。

二 新民法典における革新

各新民法典は、当然ながら、旧法典と比べていちじるしい革新を示す。新旧両法典の間に四〇余年をへだてるソビエトロシアだけでない。わずか一四年の間隔しかないチェコスロヴァキアでもそうで、動きのはげしさにはおどろかされるものがある。

この革新はひっくりかえす、どのようなものか。それを、法技術的なものと実質内容に関するものとに分けて、略説する。

(一) 法技術的革新

ソ連のばあい、編別体系の革新はそれほどではない。いわゆる精神的創造物に関する権利(無体財産権)の数章が編入された程度である。各条文の構造にはいくつかの改善がなされた。まず、旧法典の各条に附した註がとりのぞかれた。これは特異なもので、それぞれの条文の意味を限定したりあるいは明確にする趣旨で本条に附置されたものである。しかし実際には繁雑で理解を困難にした。もっとも重要なのは、法文を分りやすく明確にするために工夫がなされたことである。各条には一条一条その概要が見出しとしてつけられている。そして用語も平易なものに改善された。もともと二二年法典も抽象的概念をならべたむずかしい表現は少なかったのであるが、それでもいくらかはその

きらいが残った。⁽⁵⁾新法典では、それらは姿を消し、全く法律の素養がない人でも普通教育をうけた者ならばたやすく理解することを目標に、かき改められている。おそらくこのためには相当の努力が傾注されたであろう。

チエコスロヴァキアでは、前章でみたように、体系の革新はまことに顕著である。ここでは五〇年法典がすでに新しい内容をもつ民法典であつたが、伝統的形式を保持していた。新法典はこれを破棄し完全な新装をもつて出現した。表現についていえば、各条文にいちいち見出はないが、各章節のなかで数条をまとめて支分の題目がつけられる。たとえば、相続編は、ソ連では章別がないが、ここでは五章に分れている上、各章に右の支分の題目がいくつかある。文章も一般に平易である。

ポーランドでは、新法典は編別体系など伝統的方式をなお強く残しており、第一次の社会主義的統一法典を制定したところであるが、それでも規定の簡明化、表現の平易化に注意が払われている。

こうした点は社会主義国法の一般通有性とみてよからう。それは法が勤労者大衆のために存在する以上、当然のこととでなければならぬ。抽象的な法概念のみで構成され、また難解な用語を駆使した法文ほど、いかにも大衆を超絶しこれを愚にしたものはない。⁽⁶⁾

(二) 実質的革新

実質内容における新民法典の革新は、それが財産的諸関係の現実の状況に照応する以上、もとより今日到達された社会主義的發展の度合によって規定されている。しかし、法概念の内容から評価するならば、もっとも先進的であるべきソ連が意外に穩健、時には保守的の感さえあり、これにつぐチエコスロヴァキアがとくに急進的で、全く斬新な

ものをもつことは、注目に値する事柄である。

ソビエトロシアの新法典は、旧法典と内容上面目を一新した。旧法典になかったいく多の新法概念が導入され、それにより実質上新しい民法の体系が創り出された。前文および第一編総則の基本的規定を一見しただけでこのことは何人にも深く印象づけられるであらう。さらに各編に入れば、いたるところにこれを見る。旧法典になかったものとして、社会主義的所有の三形態（国家的、協同組合的）のほかの第三の形態である労働組合その他の社会的諸組織の所有、また個人的所有。私的所有は消滅した。契約類型では、納入、農産物の国家買付、基本建設請負等に、これらはすでに検討したので、ここにくりかえさないが、法人類型のなかに、コルホーズ連合、国家とコルホーズの連合組織等が入っている点はとり上げておきたい。これは社会主義的所有の二形態の接近融合の徴表ともみられているからである。この段階には他の社会主義国はまだ達していない。

けれども、他方では編別体系も平凡に伝統をおい、所有権の内容規定ではローマ法の規定を套襲したのである。またコルホーズ世帯の特別な共同所有を改革することなく土地法典から民法典に移しかえ、他の市民との法的地位をこれにする状況をあらためなかつた。そもそも四〇年前の旧法典との対比は、人民民主主義諸国における一九四〇年代法典との対比と変りなく、変動幅の大きいのは当然にすぎない。それと比べると、チェコスロヴァキアにおける旧法典からの躍進は、真に目ざましいものがある。たとえば、債権におきかえたサービスという民法概念は、破天荒と称すべきであらう。これによって編別体系も、作りかえられた。しかしながらその体系は、論理形式からいって必ずしも整ったものではなく、社会主義民法体系の発展行程における一つの試案的産物という印象を与える。この国では、

契約類型にもいくた創造がある（たとえば弁護士協会の法律援助）。

ポーランドの新法典は、断片的な状況にあった民法旧規定、しかも物権法や相続法などは一九四六年という人民主義革命の第一段階の産物、債務法は戦前三〇年代の資本主義のものであったことからして、変動幅はきわめて大きい。けれどもその達した水準では、ソビエトロシアやチェコスロヴァキアにはかなりおよばぬものがある。

こういった差異を考えるばあい、それぞれの国の歴史的、社会的特殊性に思を致さねばならぬ。ことにポーランドは、かなり多くの国内矛盾をかかえたまま社会主義に入ったし、所有制の状況からみても、かなりたちおくれている。都市に小規模の商業・手工業などがかなり残っているが、重要なのは農村である。すでにのべたように個人農民が圧倒的な比率を占め、国营農場と集団化農業（農業生産協同組合）を合せて全農地の一三%を占めるにすぎない。

農業の協同化に新政権は努力し一時かなりの率に達したが、一九五六年のポズナニ事件以後整理され、一九五七年から農業サークルの制度を設けて、これを拡充強化し、次第に集団化の方向を目ざす政策をいまとっている状況である。⁽⁷⁾したがって国内の政治関係でも、ポーランド統一労働者党が指導的地位に立ちつつ、国民統一戦線を構成する他の政党の発言権が比較的に強い。なかでも統一農民党は農村問題の政策決定にはきわめて有力で、この党は社会主義国中の非共產主義党として最大といわれる。そのほか手工業者や知識層の民主党があり、これら諸党が協定して選挙および政治を行なっている。⁽⁸⁾さらにカトリックが宗教として社会的になお非常に根強い力をもっていることも忘れてはならない。⁽⁹⁾

こういった点がポーランド民法にもいくたの影響を有形無形におよぼしていることは、否定されないのであろう。農

業不動産について、所有権、物権の編、相続編にそれぞれの規定がおかれているのも、そのあらわれである。⁽¹⁰⁾

(5) イョッフエ、トルストイのあげる例では、旧法典第一三九条「双務契約において各当事者は……相手方に対し反対給付の履行あるまで弁済を拒絶する権利を有する」とあったが、新法典第一七七条はこれを「契約による相互的な債務は……同時に履行されなければならない」とした。同条には、「契約による相互的債務の履行」の見出がついている。むしろかしいことを使わずにすむのである。Иоффе, Толстой, Новый гражданский кодекс РСФСР, 1965, с. 33. (イョッフエ、トルストイ・前掲三三頁)。

(6) 日本民法第一九二条「平穩且公然ニ動産ノ占有ヲ始メタル者カ善意ニシテ且過失ナキトキハ即時ニ其動産ノ上ニ行使スル權利ヲ取得ス」はその著例。その学説的系譜については田島順・民法一九二条の研究、昭和八年の名著をみよ。ソ連の「基礎」では、「財産が、それを譲渡する権利をもたない者から有償で取得され、取得者がこのことについて知らなかったとき、または知り得なかったとき(善意の取得者)、所有者が取得者からその財産の返還を請求できるのは、財産が、所有者によって、もしくは財産の占有を移された者によって紛失されたばあい、またはこれらの者から盗まれたばあい、またはその意に反してこれらの者の占有からはなれたばあいに、かぎられる」(二八条II)。旧法典の規定もこれに類していた。少しゴタゴタしているが、簡潔正確をきわめる日本民法の条文が常識をそなえた一般人に皆目理解されえないのよりははずつとよい。

法律の用語が世間ばなれの難解さをもつようになったのは明治以後であつて、官僚法学の形成と密接に関連する。江戸時代の法文はきわめて分りやすいものであった。明治官僚はこの難解さを権威の源泉と考えたのである。法概念の難解さはそれと別であるが、職業法曹および法学者の権威となつている点では、それと変りない。要するに反人民性のあらわれである。今日の税法その他にもこの傾向がつよむ。

(7) 農業サークル (Kolka rolnice, agricultural circle) は、民法典にも第三三条一項、第一六〇条二項等にみえる。

農業サークルはポーランドで世紀の伝統をもつ農民間の共同作業、相互援助の慣習から出ている。それはボズナニ事件のち一九五七年の法令で組織化され、農業の集約化、技術的装備の土台として、国の行政地域によつて設置されることとなった。基層サークルの活動範囲は村であり、地区連合、州連合というふうな系統的に連合が作られる。六〇年以後急速に発展し、六七年には総数三万五千以上、全農村の八六%を占め、所屬員も一、八〇〇千人に達した。その資金として、参加農民の拠出のほか、農産物の国家義務供出額と自由市場価格との差額が農業サークルに交附される。農業サークルは機械根拠地をもち農業技師をおき、農業の各種改良をはかるが、経営の集団化は行なわない。トラクター、コンバイン等をもつて組合員農家の個別経営を援助するのである。したがって、これら農業機械の活動するそばで家族員が労働している光景がみられる Helena Zembrzaska, *Agricultural Circles, A Social and Economic Organization of Peasants in Poland*, Warszawa, 1967.

(8) ロズマールン氏(国家法、アカデミック)は、私との会談で、これら統一戦線内での政策協定は、決して多数決によつてなされるのではなく、つねに十分の話し合いにより納得の上でなされるものであることを強調していた。

(9) 今次大戦で廢墟に帰したワルシャワなどの都市は戦後完全に復興して戦禍の痕さえ留めないが、これとともにカトリック教会はその機能において復活したことも、ソ連と比べてはいちじるしい対照である。私は土曜の午後、ホテルのそばの教会でいく組もの結婚式が連続して行なわれていること、案内の学者が聖壇の前で片ひざを折り拝礼するのを、いくたびか観察した。

(10) 起草者の説明によれば、これは農業不動産売買について、また農業経済分割制限についての法律が、民法にふくまれることとなったためである。そして、それらを通ずる原則は、第一に個別経営はある程度の生産水準能力をもつ者により行なわれるべきこと、第二に生存者あるいは相続人間の農民経済細分化を防止すること。第三に単独農民経済の貸借や共有にもと

づく金銭支出による搾取を防止することであるとされる。福島編訳・最近の社会主義国民法一五〇頁以下。

三 新民法典における継承と発展

新民法典は旧法典をことごとく否定し去り実質上すべて革新された規定のみで構成されているであろうか。そんなことはないし、またありえない。多くの新法典の規定は旧法から継承され発展したものである。もちろん他の多くの旧法規定は新しい時代にそぐわず廃棄され、その反面いくたの斬新な法規範が生れて、民法典を新しくした。

ブラートウスらは、このことを「ソ連邦と構成共和国の民事法令の基礎」につき、要約している。それは、「長年にわたる司法実践ならびに仲裁実践のうちに成長した現行民事法令の時の試練をへた諸規定を再制定したものである。若干の新規定は実践の要求ならびにソ連邦の経済政策に合致して作られ、またソビエト民法学によって理論的に具体化されたものである」⁽¹⁾。私はこれを一般に妥当する適切な要約と考える。そしてこの簡単な言のなかに、くみつくせない意義の深さを感じる。

引用文の前半。これが旧法規範の継承発展をさす。新法典において具体的に条文化された諸革新の多くのものは、その実質内容はいままですでに形成されたものであった。どのようにしてか、現行民事法令（旧法規範）が司法裁判と仲裁との実践をつみ重ねてその内容を更新し拡充する。このようにして長年にわたり旧法規範は成長発展した内容をもつに至るのである。裁判実践、仲裁実践は社会主義の法的なものとみなほかならない。かくてそれらは時の試練をへ、その正当性が確認される。

したがって、新法典編さんの作業は、最高裁判所総会決定（指導的指示）とか、仲裁実例とかを收集整理し総括す

ることにはじまる。そして、それらを再制定して条文化する。その表現は法技術的な問題である。「新しい条件のも
とで精密化する」というのは、このことである。

引用文の後半。これは継承発展ではなくて、新情勢により産み出されるものである。たとえば、「共産主義の全面的建設」という条件は、社会主義政権成立の当初には存在せず、これを前提とする規定はありようがない。それにもとづく「実践の要求ならびにソ連邦の経済政策」は、新しいものを創造することとなる。たとえば、個人の充実発展という近時ますます高まる要求が、名誉と尊厳の保護という、従来なかったものを、新たに導入したのであろう。

さて、問題は、右の継承発展において、社会主義法としてはどういうものが中軸となるかを考えるか、ということである。私は考えうると思う。そして、その中軸的なものとして、ソ連の「民法法令の基礎」、ポーランド民法典の各第五条、チェコスロヴァキア新民法典第七条項をあげたい。これらはもちろんこれにもとづくサンクシヨンの諸規定をあわせて作用するのであって、そこに法としての性格がある。現実において、これらの諸規定は、それぞれの国が社会主義路線をとるに至ったのち、必ず法文上に表現された。その当時の表現は、一九六四年の新法典において精密化されたであろうけれども、その本質においては何ら変りがない。それではその本質は何であろうか。プロレタリアート独裁である。つまり民法におけるこの階級独裁の規定の存在することによって、その民法は社会主義法の性格をもつのである。ソ連では、現時期は全人民国家、全人民的法となったと称しているけれども、私はこれを支持しない。これについてここでは論述をさける。ともかくそれなくして社会主義法はありえないところの要素がこれなのである。それは決して法技術の問題ではない。法の実質にかかわることである。

これが中核規定である。そして社会主義によって作り出された多くの固有の制度がこれをめぐって継承され発展する。この発展において、社会主義法学の果す役割は、ゲンキンのいうように、きわめて大きい。ソ連の所有法において亡きアカデミック、民法学の巨星ヴェネディクトフの理論的作業が重要な役割を新法典形成の上に演じたことは、さきにのべたとおりである。

(11) Bratus, Fleishits, Khalfina, Soviet Civil Legislation and Procedure, Moscow, p. 14. (福島編訳・前掲七二頁以下)。

四 新民法典の綱領理念と現実のひらき

三国の新民法典は、ポーランドをのぞいて、はなやかな綱領的理念を前文に掲げている。これは民法典としてはもちろん新機軸である。ブルジョア民法にその線を見出すことができないのみか、社会主義の民法でもはじめてのことに属する。ソ連の「基礎」は共産主義の全面的建設時期における任務を掲げ、チェコスロヴァキアの民法典は「社会主義的諸関係を共産主義的関係に転化させる前提条件を作り出すこと」にふれる。こうした規定は綱領的で実定法的表現ではないが、しかし意思解釈などの上で無意義といえないかもしれない。

問題はむしろ法典の対象とする現実が果してこれら理念と確実に照応するかどうかにある。その具体事例としてソ連における所有の制度をとり上げよう。理念は国家的社会主義的所有と協同組合的社会主義的所有との接近融合(前者の方向に)をさすが、コルホーズ世帯財産はどうであろうか。「基礎」草案の審議過程で二三の学者は、コルホーズ世帯と都市型市民との差異の消去ということを根拠に、現行のコルホーズ世帯財産の特別制度を廃止することを提案した。当然この提案は採用されるかと思いきや、いとも簡単に一蹴されたのである。これについてイヨッフュはい

う。「上述の提案の作成者たちが、都市農村間の差異がたとえ接近したにせよなお存在することを考慮しないことによつて先ばしりしてしまったということには、何の証明を要しようか。もしもこの種の提案が立法者に採用されたならば、その法律はいちじるしく効力を失ひ、自留地における共同経営の關係は……家族員全般につき前のとおり生ずるであらう。しかし、法律上コルホーズ財産の全成員による共同所有をみとめないことは、未成年もしくは労働能力なき成員の財産的利益の侵害となるのはいよいよにおよばず、若干の成員の公共経済における勤労的参加にも否定的作用をおよぼすであらう」⁽¹²⁾。

疑問をもたれるのは、いまなおこのようなことをいっていて、それは綱領的理念といたいどう結びつくのか、である。私には、どうも収拾のつかない矛盾としかみえないが、もちろんソ連の法学者はこういったことを論題にはと⁽¹³⁾り上げない。議論しても水かけ論に終るのみである。なぜならば、民法理念の基本である党綱領の規定の是非を、彼らはあげつらうことができないからである。

チエコスロヴァキアはどうか。その新法典は一九六〇年憲法にもとづくであるが、ここで「資本主義から社会主義社会への移行という主要課題のすべてはすでに解決された。……われらの全努力はいまやわれらの社会の共産主義への移行に必要な物質的および精神的諸条件を創造することを目的としている」と宣言する（前文）。これが民法典にその綱領的理念としてあらわれたのである。高い目標は結構であるが、足もとをかえりみずこれを実定法に入れて、現実から法が遊離しては、どうであらうか。イヨッフエがソ連のコルホーズ世帯の制度廃止論についていったように、先ばしりになりはしまいか。共産主義とは縁もゆかりもないノボトニー治下の官僚主義は自由化運動のあらし

を、そしてひいてソ連の強圧（チェコ事件）をよびおこした。この自由化にはブルジョア民主主義への傾斜がはげしく息づいているようにみえる。⁽¹⁴⁾新法典はまさしくノボトニー時代の所産であった。その精神はまことによいが、それが本当に現実足をつけていたものだったかどうかは、深刻な検討を要する事柄である。今日ではチェコスロヴァキアの法学教育ではローマ法が強化されている。⁽¹⁵⁾やはりここにも矛盾が露出してみえるのではなからうか。結局感じることは、共産主義への道は長くかつ険しいことである。しかもこの道は、試行錯誤をへつとも、各社会主義国は営々としてたどってゆかねばならない。

(12) О. С. Иоффе, Советское гражданское право и социалистическая экономика, Актуальные проблемы советского государства и права в период строительства коммунизма, 1967, с. 226 (イヨフフェ・ソビエト民法と社会主義経済、共産主義建設期のソビエト国家と法の諸問題、一九六七年、二二六頁)。

(13) この点について、モスクヴァの「国家と法研究所」（アカデミー）でのロマーシュキン科学院準会員の説明は印象的であった。なぜ全人民的国家の時期に死刑を科する犯罪種目が増大したのかとの私の問に対し、彼は犯罪防止に関する党綱領規定をよみ上げるのみで、実質的説明は与えなかった。

(14) 木原正雄、高昇孝・現代の社会主義、一九六九年、六一頁以下。私はブラハで「国家と法」研究所の主任研究員と話し、彼がこの国の革命第一段階の時期における「市民社会」の存在を讀え、その復活を熱烈に要求していたのを、忘れることができない。

(15) ローマ法教育の再強化については、ブラハのカレル大学法学部訪問のときクナッポヴァ助教授（ヴィクトル・クナップ氏夫人）から確認した。理由は現行法典では解釈があいまいになるので、ローマ法理論でこれを精確にするためであった。